

令和 2 年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省の対応状況
(令和 3 年 11 月 5 日現在)

—目次—

令和2年秋の年次公開検証対象事業

・ 子供の貧困・シングルペアレンツ問題	1
・ 次期戦闘機の調達	5
・ 日本原子力研究開発機構の検証	8
・ 農林漁業の担い手づくり支援等	10
・ 農産品の輸出促進策	13
・ 地方のインフラの総合的整備（下水道（最適化・広域化・PFI））	15
・ 地方のインフラの総合的整備（道路）	17
・ 中小企業支援策	19
・ 再エネルギー・省エネルギーの促進（洋上風力発電の導入促進）	24
・ 再エネルギー・省エネルギーの促進（先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金）	26
・ 幼稚園の預かり保育の促進	28
・ 薬価算定の透明性・適正性の確保	30
・ 教育現場のオンライン化の推進	31

令和2年「通告」対象事業

・ 特定健康診査・保健指導に必要な経費	37
・ 戦略的な訪日プロモーションの実施	38
・ 浜の活力再生・成長促進交付金	40
・ 核燃料サイクル関係推進調整等交付金	42
・ アルミニウム素材高度資源循環システム構築事業	44
・ 原子力・エネルギー教育支援事業交付金	46
・ 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動	48
・ 空調負荷低減を実現する革新的快適新素材創出事業	50
・ 核燃料サイクル関係推進調整等委託費	51
・ 施設園芸等燃油価格高騰対策基金	52

令和2年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省の対応状況
(令和3年11月5日現在)

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	内閣府・文部科学省・厚生労働省		
テーマ等	子供の貧困・シングルペアレンツ問題		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困・シングルペアレンツに関する問題は、困難な状態となるきっかけやプロセス、また、子供の未来に関わることとして捉えれば、全ての人に関わる政策課題として位置付けるべきである。 ・今日までの子供の貧困対策、シングルペアレンツに対する支援に係る関係府省等の取組は、一定の成果があるものとして評価できるが、まだ多くの課題がある。 ・その上で、今後、更に、必要な支援を必要な人に十分に行き渡らせるためには、まず、支援を必要とする人の立場に立って、これを起点とした支援策の「ワンストップ化」を実現し、素早く有効な支援を届ける必要がある。そのために、デジタル・データの活用に加え、役所や学校などの現場で直接支援に携わる人（スクールソーシャルワーカーなどの支援員やNPO法人等）を効果的に活用することが必要である。 ・また、自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチするためにも、「プッシュ型」の支援を可能とする必要がある。 ・今後、国は、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するために、<u>デジタル・データの特徴を活かしたデータ・ベースに関わる共通インフラを主導して構築することを検討すべきである。</u>その際には、これまでの子供の貧困対策・シングルペアレンツに対する支援の取組を通じて得た知見を活かし、<u>目指すべき枠組みやアウトカムを明確化すること。</u>また、<u>構築した共通インフラは、将来のモニタリングにも活用するほか、各地方公共団体において工夫することが可能となるような仕組みとするよう留意すること。</u>また、<u>それぞれの現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化（職員のキャリアアップへの配慮やNPO等の積極的活用を含む。）のための施策を進めていく必要もある。</u> ・こうした「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するため、具体的には、支援を必要とする人の便益（教育効果を含む。）となることを第一として、<u>各地方公共団体における福祉部局と教育部局の連携強化・一体的体制の構築、個人情報保護条例の改正や運用の見直し等により、情報の一元化や連携を可能とし、支援を必要とする人及びその予備軍の状況を適時・的確に把握することを進めることが重要である。</u>さらに、支援へのアプローチを容易とするために、<u>手続面での課題の整理、簡略化も必要である。</u> ・また、国においては、子供に対する直接支援や学校外教育クーポンの制度化などの提案を踏まえ、<u>貧困の連鎖を断ち切る教育を実現するための学習支援のさらなる充実に向けた検討を行うべきである。</u> ・地方公共団体による優れた先行事例が存在する一方で、団体による取組状況に違いがあることに鑑み、すでに実施している施策をさらに加速し、こうした問題を解消するためにも、<u>国が必要な権限と資源を確保しつつ、力強いリーダーシップを発揮して、各地方公共団体の具体的な動きにつながる施策を推進することが必要である。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、国は、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するために、<u>デジタル・データの特徴を活かしたデータ・ベースに関わる共通インフラを主導して構築することを検討すべきである。</u>その際には、これまでの子供の貧困対策・シングルペアレンツに対する支援の取組を通じて得た知見を活かし、<u>目指すべき枠組みやアウトカムを明確化すること。</u>また、<u>構築した共通インフラは、将来のモニタリングにも活用するほか、各地方公共団体において工夫することが可能となるような仕組みとするよう留意すること。</u>また、<u>それぞれの現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化（職員のキャリアアップへの配慮やNPO等の積極的活用を含む。）のた</u> 	<p>【データ・ベースに関わる共通インフラの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府において、市町村を中心とする地方公共団体におけるデジタル技術を活用した子供の教育と福祉のデータの一元管理や連携に資する調査研究を行う（令和2年度第3次補正予算を活用し、速やかに着手）。 ・同調査研究においては、文部科学省及び厚生労働省を始めとする関係省庁の参画を得て、地方公共団体による子供に関するデータの保有状況、一元管理すべきデータ、要支援の子供を判定する判定ロジックなどについて、個人情報保護との関係も踏まえた調査研究を行う。 《内閣府》 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第3次補正予算で措置された経費を用いて、文部科学省及び厚生労働省を始めとする関係省庁の参画を得て、「<u>貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた調査研究</u>」を実施し、支援が必要な貧困状態にある子供を広く把握するとともに、把握した子供に対し、プッシュ型で地域にある学習支援や居場所の提供などの支援につなげていくためのデータベースのフォーマットのひな型を令和3年度末までに作成する。 ・令和3年度に作成するデータベースのフォーマットのひな型を用いた実証等に必要経費を令和4年度概算要求に計上した。 <p style="text-align: right;">《内閣府》</p>	

<p>めの施策を進めていく必要もある。</p>	<p>【現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現に向け、配置時間の充実等を図る。 《文部科学省》 ・母子・父子自立支援員等によるひとり親家庭に対する相談支援体制の実態調査を行い、その結果を踏まえ、必要な対策の検討を行った（年度内に調査結果を取りまとめ令和3年3月に調査結果を公表した）。 《厚生労働省》 ・相談対応ツールや研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る（令和3年度予算を活用し実施している）。 《厚生労働省》 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係会議等においてスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの職務の理解促進に向けた周知を図るとともに、配置時間の充実等に必要な経費を令和4年度概算要求に計上した。 （令和4年度概算要求での改善状況） ・スクールカウンセラーの貧困対策のための重点配置の充実（+500校） ・スクールソーシャルワーカーの貧困対策のための重点配置の充実（+500校） 《文部科学省》 ・ひとり親家庭に対する相談支援体制の実態把握を行うため、「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査」を実施し、令和3年3月に調査結果をとりまとめ公表した。 《厚生労働省》 ・相談対応ツールや研修ツールを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図ることとし、令和3年度予算に計上した。 （令和4年度概算要求での改善状況） ・フォローアップ等を踏まえ、ひとり親家庭への相談支援体制の強化を図るため、①母子・父子自立支援員が、弁護士・臨床心理士等のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくり、②母子・父子自立支援員の業務を補助する職員の配置、③夜間・休日の対応に必要な経費を新たに概算要求に盛り込んでいる（概算要求額：164億円の内数）。 《厚生労働省》 	<p>https://www.mhlw.go.jp/content/1920000/000775175.pdf （母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究報告書） ※調査結果を踏まえた提言が、P147～P149に記載されております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・こうした「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するため、具体的には、支援を必要とする人の便益（教育効果を含む。）となることを第一として、<u>各地方公共団体における福祉部局と教育部局の連携強化・一体的体制の構築、個人情報保護条例の改正や運用の見直し等により、情報の一元化や連携を可能とし、支援を必要とする人及びその予備軍の状況を適時・的確に把握することを進める</u>ことが重要である。さらに、支援へのアプローチを容易とするために、<u>手続</u> 	<p>【支援を必要とする人及びその予備軍の状況の適時・的確な把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府において、市町村を中心とする地方公共団体におけるデジタル技術を活用した子供の教育と福祉のデータの一元管理や連携に資する調査研究を行う（令和2年度第3次補正予算を活用し、速やかに着手）。 ・同調査研究においては、文部科学省及び厚生労働省 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第3次補正予算で措置された経費を用いて、文部科学省及び厚生労働省を始めとする関係省庁の参画を得て、「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた調査研究」を実施し、支援が必要な貧困状態にある子供を広く把握するとともに、把握した子供に対し、プッシュ型で地域にある学習支援や居場所の提供などの支援につなげていくためのデータベースのフォーマットのひな型を令和3年度末までに作成する。 	

<p>面での課題の整理、簡略化も必要である。</p>	<p>働省を始めとする関係省庁の参画を得て、地方公共団体による子供に関するデータの保有状況、一元管理すべきデータ、要支援の子供を判定する判定ロジックなどについて、個人情報保護との関係も踏まえた調査研究を行う。 (再掲)《内閣府》</p> <p>【手続面での課題の整理、簡略化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供に対する各種支援へのアプローチを容易にするため、例えば、高等学校等就学支援金のオンライン申請の際に別途提出を求めている書面の提出を不要とするなど、申請に係る利便性の向上など手続きの簡素化を図るとともに制度の周知を行う。 《文部科学省》 ・IT機器の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る(令和2年度第3次補正予算を活用し実施している)。《厚生労働省》 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に作成するデータベースのフォーマットのひな形を用いた実証等に必要経費を令和4年度概算要求に計上した。(再掲) 《内閣府》 ・高等学校等就学支援金の申請に当たっては、マイナンバー事務手続きの見直しにより、次年度よりこれまで必須としていたマイナンバーの写し等の提出を不要とする予定である。 ・高等教育の修学支援新制度を利用する際に必要な書類(誓約書)を廃止した。 《文部科学省》 ・IT機器の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることとし、令和2年度第3次補正予算に計上した。 (令和4年度概算要求での改善状況) ・フォローアップ等を踏まえ、令和2年度第3次補正予算で措置した「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談支援体制強化事業」を引き続き実施できるよう、概算要求に盛り込んでいる(概算要求額:164億円の内数)。 また、「ひとり親自立促進パッケージ」の推進について(令和3年4月23日付け家発0423第1号)及び「ひとり親家庭への支援体制の強化等について」(令和3年5月20日付け家発0520第1号)を発出し、自治体に対し、ひとり親施策の周知徹底や相談窓口体制強化の推進等を依頼した。 なお、「ひとり親自立促進パッケージ」の推進については、HPでも公表している。 《厚生労働省》 	<p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujiku/seisaku/syokusei/syokusei/0000062967_00003.html (関連通知、関連事業、等)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・また、国においては、子供に対する直接支援や学校外教育クーポンの制度化などの提案を踏まえ、<u>貧困の連鎖を断ち切る教育を実現するための学習支援のさらなる充実に向けた検討</u>を行うべきである。 	<p>【学習支援のさらなる充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援の更なる充実に向けて、地域住民等による放課後等の学習支援活動を含む地域学校協働活動や高校中退者等の学習支援等の取組を充実する。 《文部科学省》 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等による放課後等の学習支援活動を含む地域学校協働活動や高校中退者等の学習支援の充実を図ることとし、令和4年度概算要求において、必要経費を計上した。 (令和4年度概算要求での改善状況) ・地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施される体制づくりとして、地域学校協働本部の数を9,000本部から10,000本部に拡充。 	

	<p>・家庭環境等に関わらず学校に通う全ての子供の学力を保障するため、引き続き、児童生徒に応じたきめ細かな指導ができるよう、加配定数の措置や外部人材の配置支援を通して学校の指導体制の充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">《文部科学省》</p>	<p>・高校中退者等の学習支援について、補助対象自治体を6団体から20団体に拡充。</p> <p style="text-align: right;">《文部科学省》</p> <p>・小学校における高学年の教科担任制や35人学級の計画的な整備、児童生徒に応じたきめ細かな指導をするための教職員定数の改善や、学校の事務・指導体制の充実を図るための学習指導員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）等の配置充実に必要な経費を令和4年度概算要求に計上した。</p> <p>（令和4年度概算要求での改善状況）</p> <p>【教職員定数の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年における教科担任制の推進（+2,000人） ・貧困等に起因する学力課題解消等のための加配定数の充実（+475人） ・小学校35人学級の計画的な実施のための定数改善（+3,290人） <p>* 令和4年度は第3学年の学級編成の標準を35人に引き下げ等</p> <p>【支援スタッフの配置充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導員の配置充実（+3,100人） ・教員業務支援員の配置充実（+14,700人） ・部活動指導員の配置充実（+600人） <p style="text-align: right;">《文部科学省》</p>	
--	---	--	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	防衛省		
テーマ等	次期戦闘機の調達		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国を取り巻く安全保障環境は、極めて厳しいものになりつつあり、このような状況を可能な限り国民と共有し、次期戦闘機の開発・調達の必要性、その概要について、広く国民に理解していただけるよう取り組んでいくことは重要である。 ・我が国周辺国の装備品等の近代化及び戦略の変化を踏まえた我が国の防衛のあり方を明確にし、これに対応するため、2035年以降の将来において、次期戦闘機に求められる性能・能力及び国民の負担について、随時、国民に対して、丁寧^ニに共有を重ねた上で、その実現に向けて進める必要がある。 ・これまでの国産航空機の開発・調達において、単価やライフサイクルコストが年々上昇している現状も踏まえ、防衛装備品移転三原則に沿った国際共同開発が安全保障上のメリットもある点を考慮し、これによって参加国間での開発・生産コストとリスクの相互負担、さらには装備品の相互運用性の向上を進めるとともに、国民に対してロードマップなどを示した上で、開発・調達の進捗状況の情報開示を行う必要がある。また、開発費の高騰やスケジュールの遅延が生じた場合に検証が行えるようにプロジェクト管理に努めていくべきである。 ・加えて、将来における新たな脅威への対応を長期にわたって低コストで可能とするため、拡張可能性や改修の自由度を確保していく必要がある。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・我が国を取り巻く安全保障環境は、極めて厳しいものになりつつあり、<u>このような状況を可能な限り国民と共有し、次期戦闘機の開発・調達の必要性、その概要について、広く国民に理解していただけるよう取り組んでいくことは重要である。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期戦闘機の開発については、これまでも、各年度の予算概算要求など、事業に係る主要な結節においてその必要性等について説明を行ってきたが、年次公開検証での指摘を踏まえて、防衛省HP上での説明資料の掲載など今後一層丁寧な説明に努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年に入ってから、次期戦闘機の開発体制やインテグレーション支援に係る情報収集プロセス等について、防衛省HP上での公表、防衛大臣記者会見等での説明を行ってきた。令和2年秋の年次公開検証後も、様々な場で次期戦闘機の必要性や開発状況、今後のスケジュール等について説明を行うとともに、防衛大臣記者会見等において質疑応答を行っているほか、令和2年12月に国際協力の方向性について公表した際には、防衛省HP上での公表や防衛大臣記者会見での説明に加え、記者ブリーフィングの場で次期戦闘機の開発全般について説明する等、年次公開検証での指摘を踏まえた丁寧な説明に努めている。 ・加えて、令和3年2月に、防衛省HP上に次期戦闘機開発に係るこれまでの経緯と関連する資料を掲載した。 	<p>【防衛大臣記者会見録】 https://www.mod.go.jp/j/press/ki/sha/index.html</p> <p>【7月31日ピンナップ資料】 https://www.mod.go.jp/j/press/news/2020/07/31b.pdf</p> <p>【8月25日ピンナップ資料】 https://www.mod.go.jp/j/press/news/2020/08/25b.pdf</p> <p>【10月30日ピンナップ資料】 https://www.mod.go.jp/j/press/news/2020/10/30a.pdf</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・我が国周辺国の装備品等の近代化及び戦略の変化を踏まえた我が国の防衛のあり方を明確にし、<u>これに対応するため、2035年以降の将来において、次期戦闘機に求められる性能・能力及び国民の負担について、随時、国民に対して、丁寧に共有を重ねた上で、その実現に向けて進める必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・年次公開検証での指摘を踏まえて、次期戦闘機に求められる能力等について防衛省HP上での説明資料の掲載など一層丁寧に説明していくとともに、開発経費や量産単価について着実に検討を進め、国際協力の在り方や戦闘機システムの構想検討の進捗を踏まえ、可能となったタイミングで速やかに公表する。 ・F-2戦闘機の退役・減勢が始まる2035年頃の量産初号機配備を目指して、着実に開発を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上述のように、次期戦闘機の開発について累次の機会をとらえて説明を行っているほか、令和2年10月に機体担当企業として三菱重工株式会社と契約して以降、2035年頃の量産初号機配備を目指して戦闘機の構想設計を進めており、開発経費や量産単価についても引き続き検討を行っている。 ・コストや開発リスクの低減を図るため、令和2年12月に公表した国際協力の方向性に基づき、具体的な国際協力の内容について米国及び英国と協議を進めている。本年7月には英国防大臣が来日し、サブシステムレベルの協力を追求するため議論を加速することで一致し、協力が当たって必要となる2国間の当局取決め 	

		<p>を作成するため、より一層努力することにも合意・公表した。</p>	<p>df</p> <p>【12月18日ピンナップ資料】 https://www.mod.go.jp/j/press/news/2020/12/18a.pdf</p>
<p>・これまでの国産航空機の開発・調達において、単価やライフサイクルコストが年々上昇している現状も踏まえ、防衛装備品移転三原則に沿った国際共同開発が安全保障上のメリットもある点を考慮し、これによって参加国間での開発・生産コストとリスクの相互負担、さらには装備品の相互運用性の向上を進めるとともに、国民に対してロードマップなどを示した上で、開発・調達の進捗状況の情報開示を行う必要がある。また、開発費の高騰やスケジュールの遅延が生じた場合に検証が行えるようにプロジェクト管理に努めていくべきである。</p>	<p>・開発経費や技術リスクの低減のため、米国及び英国と協議を続け、協力の可能性を追求するとともに、米軍との相互運用性（インターオペラビリティ）を確保するため、米国政府及び米国企業と必要な協力を実施する。</p> <p>・次期戦闘機は、プロジェクト管理重点対象装備品に指定されており、取得プログラムの目的や取得方針、ライフサイクルコストなど、計画的にプロジェクト管理を進めるために必要な基本的な事項を定めた「取得戦略計画」を作成するとともに、毎年度、取得プログラムの分析・評価を実施し、その概要を公表することとしている。年次公開検証での指摘も踏まえ、今後、開発経費や量産単価について着実に検討を進め、具体的な開発スケジュールとともに可能となったタイミングで速やかに公表する。</p> <p>・加えて、EVM管理手法（※1）やリスク分析手法を導入し、コストの上昇やスケジュール遅延といったリスクを低減していく。</p> <p>※1：プロジェクトの進捗により得られた成果を、スケジュールとコストに係る計画値と比較・分析することで、どの程度の差異が生じているかを定期的に「見える化」するためのプロジェクト管理手法</p>	<p>・令和2年12月に、開発経費や技術リスクの低減のため、米国及び英国と協力の可能性を追求するとともに、米軍との相互運用性（インターオペラビリティ）を確保する旨の国際協力の方向性を公表し、本方向性を踏まえて米英との協議を行っている。</p> <p>・令和3年8月に最新の取得プログラムの分析・評価を公表したところであるが、年次公開検証での指摘も踏まえて、開発経費や量産単価、具体的な開発スケジュールについて着実に検討を進め、可能となったタイミングで速やかに公表できるように努めている。</p> <p>・令和2年10月に、機体担当企業として、三菱重工業株式会社とEVM管理手法等を適用する契約を締結しており、着実な契約履行管理に努めている。</p> <p>・事業管理の強化を図るため、外部の専門家による次期戦闘機に係る事業管理支援及び開発総経費等の検討支援を得るための契約手続きを実施中である。</p> <p>・EVM管理手法やリスク分析手法は令和2年度及び令和3年度開始する試作事業の執行段階で既に導入しており、同様に令和4年度から開始予定の試作事業においても当該手法を適用し、開発費やスケジュールの検証が行えるようプロジェクト管理に努める。</p>	<p>【2月9日公開資料】 https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/nextfigter/index.html</p>
<p>・加えて、将来における新たな脅威への対応を長期にわたって低コストで可能とするため、<u>拡張可能性や改修の自由度を確保していく必要がある。</u></p>	<p>・次期戦闘機の開発に当たっては、拡張性や改修の自由度を確保することが大前提であり、我が国主導で開発に取り組むとともに、新たな装備品を搭載できるスペースや電力量の確保に加え、オープンシステムアーキテクチャ（※2）を適用し、レーダーなどの電子機器のソフトウェアの規格化を図ることなどにより、適切なタイミングかつ低コストで柔軟に能力向上ができるようにしていく。</p>	<p>・拡張性や改修の自由度を確保することを前提とする旨を対外的に説明するとともに、次期戦闘機の機体の構想設計を引き続き進め、エンジンの基本設計に着手等するため、令和3年度予算に開発経費を計上している。</p> <p>（令和4年度概算要求での改善状況）</p> <p>・将来における新たな脅威への対応を長期にわたって低コストで可能とするため、引き続き拡張性や改修の自由度を確保した設計</p>	

	※2：ソフトウェア、ハードウェア及び通信等の規格化を図ることにより、大規模な改修を行うことなく、合理的なコストの範囲内で新規装置を取り付けられるようにする仕組み	を進める。	
--	--	-------	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	日本原子力研究開発機構の検証		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型転換炉原型炉「ふげん」について、オラノ・サイクル社との契約は、<u>再処理後の在り方やこれを含めた費用総額が不明瞭であり、これらの解消を含めた新たな検討がなされるべきである。</u>この際、今後必要とされるキャスクの製造については、国内メーカーに変更することや、国内で貯蔵することの可能性、さらには国際的に懸念されている日本のプルトニウム保有量を踏まえながら、<u>より安全でコストの低い方策を求める必要がある。</u> ・ 高速実験炉「常陽」について、<u>再稼働させる前に使用済燃料及びナトリウムの処理方法と保管場所について明確な計画を見出す必要がある</u>、また、<u>再稼働に関する地元合意を得る必要がある。</u> ・ 業務運営の透明化等について、平成 27 年度秋の年次公開検証での指摘を受け、関係法人の適正化や秘密保持事項の付帯を必要最小限にするなどの取組がなされているが、その後の一般競争の実施、入札者数、落札率などにおいて効果が現れているとは言い難い。競争が生じにくいといった原子力関連事業の特殊性もあるが、<u>競争が行われるためのモニタリング強化及び条件設定、また、競争に限らず業務の見える化など、管理方法の変更によるコスト削減に努めるべきである。</u> ・ リサイクル機器試験施設（RETF）について、<u>新たな活用方策が示されているが、時間軸を踏まえたトータルコストの観点からもコスト削減の方法について引き続き検討を要する。</u> ・ 日本原子力研究開発機構（JAEA）は今回取り上げた事業に限らず、業務運営の計画性と透明性の確保及び事業の効率性の向上に継続的に努め、国民の理解の醸成と予算の適正化を図るべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和 3 年 11 月 5 日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型転換炉原型炉「ふげん」について、オラノ・サイクル社との契約は、<u>再処理後の在り方やこれを含めた費用総額が不明瞭であり、これらの解消を含めた新たな検討がなされるべきである。</u>この際、今後必要とされるキャスクの製造については、国内メーカーに変更することや、国内で貯蔵することの可能性、さらには国際的に懸念されている日本のプルトニウム保有量を踏まえながら、<u>より安全でコストの低い方策を求める必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 8 年夏までに使用済燃料を県外に搬出するという地元との約束を履行すべく、事業の合理性の確保やコスト管理を図りながら、現行計画の下で必要な対応を着実に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を踏まえ、今年度着実に計画を進めるとともに令和 4 年度概算要求において、使用済み燃料の搬出に向けた費用を含むふげんの廃止措置に係る経費を要求した。 	<p>秋の年次公開検証における指摘を踏まえて、本件について令和 2 年度に行政改革担当大臣に別途の説明を行い、現行計画の合理性等について理解が得られている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速実験炉「常陽」について、<u>再稼働させる前に使用済燃料及びナトリウムの処理方法と保管場所について明確な計画を見出す必要がある</u>、また、<u>再稼働に関する地元合意を得る必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「常陽」の使用済燃料については、現在の原子炉設置（変更）許可申請書において、国内外で再処理を行うこととなっていることや、もんじゅ、ふげんの先行例を踏まえて検討するとともに、ナトリウムについても先行例を参考にしつつ考えられる処理・処分方法を検討する。それも踏まえた廃止措置後の取扱いに係る計画を作成し、運転再開前に地元自治体等に対して説明した上で、運転再開に関する地元同意を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記方針に基づき、廃止措置後の取扱いに係る計画の作成に向けて、技術的な検討等を進めている。今後、設置変更許可が出されるタイミング等も踏まえ、地元への説明など必要な対応を行っていく。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の透明化等について、平成 27 年度秋の年次公開検証での指摘を受け、関係法人の適正化や秘密保持事項の付帯を必要最小限にするなどの取組がなされているが、その後の一般競争の実施、入札者数、落札率などにおいて効果が現れているとは言い難い。競争が生じにくいといった原子力関連事業の特殊性もあるが、競争が行われるためのモニタリング強化及び条件設定、また、競争に限らず業務の見える化など、管理方法の変更によるコスト削減に努めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の透明化やコスト削減に向け、外部有識者等から構成される J A E A 契約監視委員会において、「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」(H28. 7)以降の取組について評価を行うとともに、当該評価結果も踏まえ、更なる契約業務の改善方をまとめ、方策について令和 3 年度以降の契約から順次実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士や公認会計士等からなる J A E A 契約監視委員会において、文部科学省からのオブザーバー参加も得つつ、中間取りまとめ以降の取組に係る評価を行い、その結果を踏まえ、以下の対応を取っていくこととした。(令和 3 年 9 月 22 日) ①関係法人との関係適正化については、平成 30 年度までに定義に該当する法人は解消したが、引き続き、J A E A の O B が在籍することにより過度な金額や不必要な発注になっていないか等のモニタリングを継続するとともに、その状況を契約監視委員会に報告する。 ②競争性の更なる向上について、新規参入を促す努力は一定の効果が見られるが、原子力分野の業務の性質上、契約先が限定されるものも多く、施設の点検・保守等のような契約では毎年度同一仕様となることが多いことから落札率が高止まりする傾向が強いと認められた。そのため、専門性や特殊性により一者応札が続く、一般競争入札ではコスト削減が見込まれないと判断される契約については、契約監視委員会への報告・確認の下で、専門性を有しない一般的な業務と専門性や特殊性のある業務を切り分けて発注し、前者の業務を一般競争入札に付すとともに、後者の業務について競争性のある契約(確認公募)に移行することにより、一層のコスト削減を目指していく。 ③さらに、J A E A 全体でコスト削減というアウトカムを最大限追求し、公平性・透明性が確実に確保される契約方式を検討することに加え、契約の妥当性、コスト削減・最適化を行うため、経営企画部門と契約部門等が連携し、機能を強化する。 	<p>「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」(H28. 7)</p> <p>https://www.jaea.go.jp/02/press2016/p16070501/s01.pdf</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル機器試験施設(R E T F)について、新たな活用方策が示されているが、<u>時間軸を踏まえたトータルコストの観点からもコスト削減の方法について引き続き検討を要する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな R E T F の活用方策案について、ライフサイクルコストも含めた外部有識者によるコスト評価を令和 3 年度にかけて実施し、合理的な計画となるよう検討した上で地元自治体との調整や原子力規制委員会への申請を行う。今後の設計、建設工事も含めコスト削減に努力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応方針を決定し、新たな R E T F の活用方策案について、外部有識者によるコスト評価や原子力機構内における計画の検討を実施しているところ。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力研究開発機構(J A E A)は今回取り上げた事業に限らず、<u>業務運営の計画性と透明性の確保及び事業の効率性の向上に継続的に努め、国民の理解の醸成と予算の適正化を図るべき</u>である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今般受けた指摘内容も踏まえ、原子力機構が今後行う業務全体について、運営の計画性と透明性の確保及び事業の効率性の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応方針に基づき、契約業務のさらなる改善や R E T F の検討に係る外部有識者の意見も踏まえた事前のコスト評価の実施など、運営の計画性と透明性の確保及び事業の効率性の向上に着実に努めているところ。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	農林漁業の担い手づくり支援等		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の高齢化や減少を背景に、我が国の農・林・漁業における持続的な成長に向け、各分野の「担い手」の存在は近年益々重要となっている。 ・今後に向けて、農・林・漁業におけるこれまでの担い手への支援策の効果を検証し、より良い施策へ改善を図るため、まずは、各施策の実績とその効果としての担い手の数の推移との関係性について地域別並びに耕種別（米・野菜・果樹等）に分析し、その結果を事業の設計に生かすよう努めるべきである。 ・全体として最大限の効果を上げる事業体系を確立するため、人口動態や今後の農・林・漁業の目指すべきビジョンから、将来の明確な「担い手」像を描くとともに、各事業体系があるべき将来の「担い手」像にいかに関結つのかについて、複数の事業のアウトカムの関係を図式化したモデルから事業体系を再検討すべきである。 ・また、農地などの資源のあり方を含めた目指すべきビジョンを描く際には、担い手の数のみならず、所得や生産性の向上及び事業が寄与する付加価値額を的確に測る定量的なアウトカムの設定について検討すべきである。 ・経営面から担い手を支援する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」については、より効果的かつ効率的な運営の在り方について検討を続けるべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・今後に向けて、農・林・漁業におけるこれまでの担い手への支援策の効果を検証し、より良い施策へ改善を図るため、まずは、各施策の実績とその効果としての担い手の数の推移との関係性について地域別並びに耕種別（米・野菜・果樹等）に分析し、その結果を事業の設計に生かすよう努めるべきである。 	<p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援策の効果としての担い手の数の推移について、その対象者の地域や営農類型の別に把握・分析・検証した結果を事業の設計に生かす。（スケジュール） ・令和3年度中に検討を行い、令和4年度予算等に反映させる。 <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援策の効果としての担い手の数の推移について、その対象者の地域別に把握・分析・検証した結果を事業の設計に生かす。（スケジュール） ・令和3年度中に検討を行い、令和4年度予算等に反映させる。 	<p>【農業】</p> <p>（令和4年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化と減少が進む中、支援策の実施により、担い手の育成・確保に一定程度効果をあげてきたが、基幹的農業従事者（176万人（H27）→136万人（R2））や49歳以下の新規就農者（2.3万人（H27）→1.8万人（R2））は減少傾向。 ・支援策について、地域や営農類型別に把握・分析・検証したところ、人・農地プランの取組を通じて、約7割の地域で農地の受け手が不足しており、平地の水田地帯でも農地が分散した状態のままでは引受けが進まない状況。また、新規就農に関しては、地域の関係機関が総合的にサポートし、必要な初期投資を行っている地域では成果をあげる者が多いことが判明。 ・このため、集約化に重点を置いた農地利用の姿を位置付けた人・農地プランの策定の着実な推進、そのプランに基づく生産の効率化の取組等の促進、経営開始時の投資を基本とする経営開始資金の交付など必要な対策を令和4年度概算要求に反映。 <p>【林業】</p> <p>（令和4年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者が減少傾向で推移する中、新規就業者が安全で効率的な作業を行うための知識・技術・技能の習得を支援することで、本事業により毎年約千人（林業全体で約3千人）の新規就業者を確保し、林業従事者の確保や若年者率の向上に寄与してきた（35歳未満の割合10%（H12）→17%（H27））。 ・本年6月に閣議決定された森林・林業基本計画における木材供給量等の目標に基づき、その達成のために必要な林業従事者数 	

	<p>【漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援策の効果としての担い手の数の推移について、その対象者の就業類型等の別に把握・分析・検証した結果を事業の設計に生かす。(スケジュール) ・令和3年度中に検討を行い、令和4年度予算等に反映させる。 	<p>の見通しが示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このため、既存事業の効果としての担い手の数の推移や定着率などについて地域別の分析・検証を行い、定着率の向上に資するよう令和元年度から取り入れた定着率に応じた支援に引き続き取り組むとともに、新規就業者の確保と定着率の向上を図る更なる対策を令和4年度概算要求に反映。 <p>【漁業】 (令和4年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業初期の課題である知識・技術の習得を支援することで、他産業からの参入を含め毎年2千人近い新規就業者を確保し(漁家子弟以外が7割)、若年層の割合の改善に寄与してきた(39歳以下の割合14.6%(H15)→18.6%(R1))。 ・一方で若年層を中心に労働力人口が減少していく中、今後も漁業への新規就業を確保し年齢バランスのとれた就業構造としていくには、既存事業における定着率(現状5年定着率5割)の向上が課題であることが判明。 ・このため、長期研修に加えインターンシップ・トライアル雇用や地域の就業環境改善の取組支援等、地域への定着促進(6割に改善)を図る対策を令和4年度概算要求に反映。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体として最大限の効果を上げる事業体系を確立するため、<u>人口動態や今後の農・林・漁業の目指すべきビジョンから、将来の明確な「担い手」像を描くとともに、各事業体系があるべき将来の「担い手」像にいかに関係を図式化したモデルから事業体系を再検討すべきである。</u> ・また、農地などの資源のあり方を含めた目指すべきビジョンを描く際には、担い手の数のみならず、<u>所得や生産性の向上及び事業が寄与する付加価値額を的確に測る定量的なアウトカムの設定について検討すべきである。</u> 	<p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画に位置付けられた「担い手」(効率的かつ安定的な農業経営)を育成・確保する際に、各事業が、「担い手」の数も含め、どのように寄与するのかを明確にする観点から、各事業のアウトカムの関係を図式化し、事業体系の再検討を行う。 ・その結果を踏まえて、各事業の成果をより適切に把握、評価できるアウトカムを検討する。その際、所得や生産性向上等のアウトカムの設定も併せて検討する。(スケジュール) ・令和3年度中に検討を行い、令和4年度予算に反映させる。 <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業基本計画の検討に沿った「担い手」を育成・確保をする際に、各事業が、「担い手」の数も含め、どのように寄与するのかを明確にする観点から、各事業のアウトカムの関係を図式化し、事業体系の再検討を行う。 ・その結果を踏まえて、各事業の成果をより適切 	<p>【農業】 (令和4年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業のアウトカムの関係を図式化し、事業体系を再検討した結果を踏まえ、令和4年度概算要求に反映。 ・各事業の成果をより適切に把握、評価できるアウトカムについては、令和4年度概算要求では、担い手への農地集積率、40代以下の農業従事者数及び農業法人経営体数に加え、高収益作物導入等に取り組む集落営農の割合等を設定することを検討。 <p>【林業】 (令和4年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年6月に閣議決定された森林・林業基本計画に基づく「担い手」像や数に対応するため、事業体系に応じた政策評価指標の見直しを行うとともに、アウトカムの関係を図式化し、事業体系を再検討した結果、新規就業者の確保と定着率の向上が課題であることを踏まえ、令和4年度概算要求に反映。 	

	<p>に把握、評価できるアウトカムを検討する。その際、所得や生産性向上等のアウトカムの設定も併せて検討する。</p> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度中に検討を行い、令和4年度予算に反映させる。 <p>【漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産基本計画に位置付ける担い手(今後の漁業生産を担っていく主体)を育成・確保する際に、各事業が、「担い手」の数も含め、どのように寄与するのかを明確にする観点から、事業のアウトカムの関係を図式化し、事業体系の再検討を行う。 その結果を踏まえて、事業の成果をより適切に把握・評価できるアウトカムを検討する。その際、所得や生産性向上等のアウトカムの設定も併せて検討する。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度中に検討を行い、令和4年度予算に反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の成果をより適切に把握、評価できるアウトカムについては、政策評価の見直しに際して、定着率や生産性の向上に関する指標を設定。 <p>【漁業】 (令和4年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業のアウトカムの関係を図式化し、事業体系を再検討した結果、年齢バランスのとれた漁業就業構造としていくには、定着率の向上が課題であることを踏まえ、令和4年度概算要求に反映。 このような就業構造の下、若者が地域に定着し活躍していくことで、生産性の向上にも寄与することから、令和4年度予算より、新規就業者数及び定着率に加えて、経営体あたり生産額をアウトカムとして設定。 	
<ul style="list-style-type: none"> 経営面から担い手を支援する「<u>強い農業・担い手づくり総合支援交付金</u>」については、より効果的かつ効率的な運営の在り方について検討を続けるべきである。 	<p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> より効果的・効率的な事業運営に向け、支援対象者の経営発展を確実なものとするため、成果目標の達成が難しいと見込まれる支援対象者に対する指導を強化することとし、専門家等(中小企業診断士、経営コンサルタント等)を活用した指導・助言を実施する仕組みの導入を行う。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度中に実施。 	<p>【農業】 (令和3年度での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」を一部改正(令和3年4月1日)し、「対応方針」の仕組みを導入済み。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	農産品の輸出促進策		
指摘事項	<p>・世界市場の拡大を背景に、農林水産業のみならず、我が国の地域経済及び日本経済全体の活性化とともに、我が国農業者の所得の向上や雇用の拡大を図るため、2030年の5兆円目標の実現に向けて歩を進めることは重要である。</p> <p>・この点、これまで、我が国の農林水産物・食品の輸出は、過去数年にわたり右肩上がりの実績を誇ってきたところ、<u>これまでの施策及びその効果の分析を通じて、今後の戦略を策定し、同戦略に基づく定量的なエビデンスを示すとともに、農産品の輸出促進に関わる複数の事業のアウトカムの関係を図式化したモデルから事業体系を再検討すべきである。</u></p> <p>・また、今後の戦略に当たっては、国内の供給体制と海外需要に関する調査・分析を通じて、<u>農業者の所得の向上に結びつくような高付加価値品を創出することも必要である。</u></p> <p>・なお、輸出に必要な証明書の申請・交付のワンストップ化や相談窓口の一元化について、受益者の利便性の向上は道半ばであるところ、その在り方について改善すべきである。</p> <p>・各個別事業については、施策全体としての効果を最大化すべく、今後の戦略に沿った事業毎の適切なアウトカムの設定を行うとともに、効率的かつ効果的な事業運営のあり方を検討し続けていくことが重要である。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<p>・この点、これまで、我が国の農林水産物・食品の輸出は、過去数年にわたり右肩上がりの実績を誇ってきたところ、<u>これまでの施策及びその効果の分析を通じて、今後の戦略を策定し、同戦略に基づく定量的なエビデンスを示すとともに、農産品の輸出促進に関わる複数の事業のアウトカムの関係を図式化したモデルから事業体系を再検討すべきである。</u></p> <p>・また、今後の戦略に当たっては、国内の供給体制と海外需要に関する調査・分析を通じて、<u>農業者の所得の向上に結びつくような高付加価値品を創出することも必要である。</u></p>	<p>【定量的なエビデンスについて】 5兆円目標に向けた戦略に基づき、各事業のアウトカム等の成果目標について、定量的な観点から検討を行う。</p> <p>【事業体系の再検討について】 輸出関連事業について、成果をより適切に把握、評価できるように、各事業のアウトカムを検討するとともに、それぞれの関係を図式化したモデルから、事業体系の再検討を行う。 (スケジュール) ① 令和3年度当初予算(案)を決定(12月)。 ② 事業体系の再検討を令和3年3月までに行う。</p> <p>【高付加価値品の創出について】 戦略において、海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きい品目として、27品目を重点品目に選定。 (スケジュール) ① 令和2年度補正予算(案)及び令和3年度当初予算(案)を決定(12月)。</p>	<p>【定量的なエビデンスについて】 戦略において、重点品目毎に、輸出拡大を目指すターゲット国・地域を特定するとともに、輸出目標を設定し、現地での販売を伸ばすための課題とその克服のための取組を明確化した。 戦略に基づく取組をより具体化するため、令和3年5月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」を取りまとめた。</p> <p>【事業体系の再検討について】 アウトカムの設定及び事業体系の再検討について検討を行い、令和3年3月に、アウトカムの見直し及び事業体系の整理を含めた検討結果を農林水産省のHPで公表した。</p> <p>【高付加価値品の創出について】 令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算において、重点品目を対象とした事業や重点品目を優先的に採択する事業を措置するなど重点品目に政策資源を重点化した。 (令和4年度概算要求の状況) 引き続き、重点品目を対象とした事業等を要求中。</p>	<p>【農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略】 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuuku_kisei_kaigi/dai10/gijisidai.html</p> <p>【農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ】 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuuku_kisei_kaigi/dai12/gijisidai.html</p> <p>【輸出関連予算のアウトカム】 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/zygyou-</p>

	② 予算成立後、速やかに事業を開始。		gaiyou-49.pdf
<p>・なお、輸出に必要な証明書の申請・交付のワンストップ化や相談窓口の一元化について、受益者の利便性の向上は道半ばであるところ、その在り方について改善すべきである。</p>	<p>【輸出に必要な証明書の申請・交付のワンストップ化について】 (対応方針) 令和3年度末までに全ての輸出証明書を対象とした一元的な輸出証明書発給システムを構築することとする。 (スケジュール) ・令和2年度中： 国税庁が所管する輸出証明書等を対象にシステム化。 ・令和3年度中： 残りの厚生労働省、地方自治体等が発行する衛生証明書、漁獲証明書等を対象にシステム化</p> <p>【相談窓口の一元化について】 (対応方針) ① 蓄積された相談履歴情報を分析し、汎用性の高い相談内容を基にFAQを作成しHPにて公表する。 ② 情報の秘匿性にも留意しつつ、相談履歴情報を共有できるネットワークの範囲を拡大することを検討する。 (スケジュール) ① 令和2年度末までに実施。 ② 令和3年度中に検討・実施。</p>	<p>【輸出に必要な証明書の申請・交付のワンストップ化について】 ・ 一元的な輸出証明書発給システムの開発予算については、令和2年度から令和3年度までの国庫債務負担行為として予算措置済み。 ・ 事業者の利便性向上のため、システムにより発行する輸出証明書の受取場所の拡大を図る取組を推進。 (令和4年度概算要求の状況) 証明書発給の利便性を向上させるため、手数料のオンライン納付に向けたシステム改修等の予算を要求中。</p> <p>【相談窓口の一元化について】 ・ 更なる事業者の利便性向上を図るための対応方針について左記のとおり決定。 ・ 令和3年3月に汎用性の高い相談内容をもとにFAQを作成しHPで公表。 ・ 相談履歴情報については、「輸出相談データベースシステム」に蓄積し、個人情報秘匿するシステム改修を実施（令和3年6月）し、厚労省・国税庁・経産省・JETRO等へ共有。引き続き、相談履歴情報の分析・活用を図る。</p>	<p>【輸出証明書のインターネット申請手続】 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html</p> <p>【農林水産物・食品の輸出に関する相談窓口について】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html</p>
<p>・各個別事業については、施策全体としての効果を最大化すべく、今後の戦略に沿った事業毎の適切なアウトカムの設定を行うとともに、効率的かつ効果的な事業運営のあり方を検討し続けていくことが重要である。</p>	<p>【効率的かつ効果的な事業運営について】 ① 輸出関連事業について、成果をより適切に把握、評価できるように、各事業のアウトカムを検討。 ② 輸出関連予算については、毎年「農林水産省行政事業レビュー外部有識者会合」等の点検を受けるとともに、その結果を踏まえ、事業運営のあり方について、不断の検証と見直しを実施。 (スケジュール) ① 令和3年度当初予算(案)を決定(12月)。 ② アウトカムの検討を令和3年3月までに行う。</p>	<p>【効率的かつ効果的な事業運営について】 ・ 事業の実施要領を策定する際、成果をより適切に把握、評価できるアウトカムを検討し、令和3年3月に、アウトカムの見直し及び事業体系の整理を含めた検討結果を農林水産省のHPで公表した。</p>	<p>【輸出関連予算のアウトカム】 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/zigyou-gaiyou-49.pdf</p>

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	地方のインフラの総合的整備（下水道（最適化・広域化・PFI））		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県構想、広域化・共同化計画、PFI（コンセッション）について優良事例・成功事例を横展開し、他の地方公共団体でも成功できるよう国交省としても強力に推進し、事業の効率化に努めるべきである。 ・持続可能な汚水処理の運営を実現するため、都道府県構想の見直し結果を踏まえ、広域化・共同化計画及び民間活用でどの程度事業の効率化に取り組まなくてはならないか、国としてのビジョンを示すべきである。それと併せて、広域化や民間活用を通じた事業の効率化や適正な下水道使用料の設定に取り組む地方公共団体に対する交付金の重点配分を行なうなど、インセンティブを高める方策を講じるべきである。 ・社会資本整備総合交付金の趣旨を踏まえ、都道府県構想に裏付けられた未普及対策への支援は残しつつも、老朽化に関する単純改築を対象とすべきかなど、見直しを進めるべきである。また、污水管改築に対する国費補助を段階的に縮小するなど、持続可能なインフラ維持管理を促す観点から財政的インセンティブの適正化を講じるべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県構想、広域化・共同化計画、PFI（コンセッション）について優良事例・成功事例を横展開し、他の地方公共団体でも成功できるよう国交省としても強力に推進し、事業の効率化に努めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県構想、広域化・共同化計画、PFI・コンセッションに関する優良事例を国交省のホームページ等で周知しており、引き続きその内容の充実を図り、横展開に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」や「広域化・共同化計画にかかる意見交換会」など地方公共団体の参加する会議での周知等により、優良事例・成功事例を横展開した。 ・コンセッションの更なる導入促進を図るために、下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン改正検討会を設置し、掲載事例の拡充などガイドラインの改正を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業における広域化・共同化の事例集 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo_sewage_tk_000577.html ・官民連携（PPP/PFI）の活用 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo_sewage_tk_000585.html
<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な汚水処理の運営を実現するため、都道府県構想の見直し結果を踏まえ、広域化・共同化計画及び民間活用でどの程度事業の効率化に取り組まなくてはならないか、国としてのビジョンを示すべきである。それと併せて、広域化や民間活用を通じた事業の効率化や適正な下水道使用料の設定に取り組む地方公共団体に対する交付金の重点配分を行なうなど、インセンティブを高める方策を講じるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設の広域化・共同化計画を令和4年度までに全都道府県で策定するよう関係省庁より要請するとともに、汚水処理施設の統廃合を令和4年度までに450箇所を実施、コンセッションを令和3年度までに6自治体で実施方針の策定という国としての広域化・共同化及び民間活用の目標を示しており、その達成に向けて取り組んでいる。 ・都道府県構想の見直し結果を踏まえ、必要となる事業の効率化がなされるよう国として取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4県にて広域化・共同化計画を策定済（R3.8末時点）。また、403箇所での汚水処理施設の統廃合を実施済み（R3.3末時点）。 ・広域化・共同化やPPP/PFI事業に対する社会資本整備総合交付金の重点配分を行うとともに、公営企業会計を適用した自治体において使用料の適正化を含む経費回収率の向上に向けたロードマップの策定を交付要件とし、かつ、それに定めた業績目標の達成を重点配分の要件としており、令和3年度社会資本整備総合交付金の配分の方針においても引き続き適用した。 ・汚水処理施設の10年概成を目指した都道府県構想の見直し後、令和3年度末で5年が経過することから、都道府県構想に基づき自治体が策定するアクションプランを確認し、必要に応じて点検・見直しを行うよう要請する予定。 ・PPP/PFIや運営の広域化を加速するため、下水道及び農業・漁業集落排水等の施設において一体的に実施されるPPP/PFI手法やデジタル化を含む整備・管理の広域化・効率化に係る計画の策定経費等を、社会資本整備総合交付金（下水道地域活力向上計画策定事業）の支援対象に追加した（R3年度～）。 	

		<p>(令和4年度概算要求での対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備総合交付金(下水道広域化推進総合事業)について、下水道以外の汚水処理施設と共同で事業を実施する場合の要件緩和を要求中。 社会資本整備総合交付金(下水道整備推進重点化事業)について、より実現可能性の高いアクションプランの見直し等を行った市町村への交付対象の拡充を要求中。 	
<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備総合交付金の趣旨を踏まえ、都道府県構想に裏付けられた未普及対策への支援は残しつつも、<u>老朽化に関する単純改築を対象とすべきかなど、見直しを進めるべきである</u>。また、<u>汚水管改築に対する国費補助を段階的に縮小するなど、持続可能なインフラ維持管理を促す観点から財政的インセンティブの適正化を講じるべきである</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業(雨水対策・汚水対策)について、「雨水公費・汚水私費」の原則等を踏まえ、雨水対策に重点化を行うため、汚水処理の管渠等に係る公費投入を効率化。 社会資本整備総合交付金の支援対象となっていた老朽化対策としての雨水管を除く汚水管の単純改築事業について、原則として同交付金の支援対象外とした。また、それ以外の改築事業についても、下水道法施行令による主要な管渠の範囲の厳格化により、同交付金の支援対象を縮小した。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備総合交付金の支援対象となっていた老朽化対策としての雨水管を除く汚水管の単純改築事業について、原則として同交付金の支援対象外とするとともに、それ以外の改築事業についても、下水道法施行令による主要な管渠の範囲の厳格化により、同交付金の支援対象を縮小するなどの見直しを行った。 この見直しに基づき、令和3年度以降の事業を適切に実施している。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	地方のインフラの総合的整備（道路）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ P D C Aサイクルの実質化・可視化を図るため、交付金の配分に当たりB/Cをより厳格に評価するとともに、B/Cの算定になじまないとされている事業やB/Cのみで評価することが困難な事業については、その点を含めて地方公共団体において事前評価を行い、その結果を明らかにすべきである。こうした事業採択の透明性を確保した仕組みの中で説明が難しいと思われる事業については、本交付金の対象外とするなど、地方公共団体に対する配分の在り方を見直すべきである。 ・ アウトカム指標の在り方については国土交通省がさらに整理した上で、地方公共団体による事後評価についてその手法も含めて改善し、評価結果がその後の地方公共団体への配分に反映されるなど、P D C Aサイクルが可視化される仕組みを構築すべきである。 ・ 地方公共団体の自主性・自律性は尊重する必要があるが、各市町村の道路計画が、防災計画、土地利用計画等との間で整合が図られているか、広域的な道路計画に対して市町村間の連携がしっかりととれているかなどのチェックは行われるべきである。特に災害リスクは重要であり、その点を考慮した上で計画された道路整備事業に対して重点的に配分を行うなど、地方公共団体による防災対応へのインセンティブが働く仕組みについて検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ P D C Aサイクルの実質化・可視化を図るため、<u>交付金の配分に当たりB/Cをより厳格に評価するとともに、B/Cの算定になじまないとされている事業やB/Cのみで評価することが困難な事業については、その点を含めて地方公共団体において事前評価を行い、その結果を明らかにすべきである。こうした事業採択の透明性を確保した仕組みの中で説明が難しいと思われる事業については、本交付金の対象外とするなど、地方公共団体に対する配分の在り方を見直すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度以降に事業着手する要素事業のうち、B/Cの算定になじまない事業やB/Cのみでは事業の効果を適切に表現できない事業について、その事業によって期待される効果等を社会資本総合整備計画へ積極的に記載するよう地方公共団体等に求めることにより、地方公共団体自らが整備計画を公表する中で地域住民への説明責任をより果たすようにする。こうした取組みの中で、地域の成長力強化や活性化等の観点のみでは効果を十分に説明することが難しい計画に対する配分方針を見直すなど、適切な整備計画に対して配分の実施を図ることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を踏まえ、地方公共団体等に対して「令和3年度予算における社会資本整備総合交付金制度の見直しについて」（令和3年1月14日国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡）を发出し、令和3年度以降に事業着手する要素事業のうち、B/Cの算定になじまない事業やB/Cのみでは事業の効果を適切に表現できない事業について、その事業によって期待される効果等を社会資本総合整備計画へ積極的に記載することを求めた。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>アウトカム指標の在り方については国土交通省がさらに整理した上で、地方公共団体による事後評価についてその手法も含めて改善し、評価結果がその後の地方公共団体への配分に反映されるなど、P D C Aサイクルが可視化される仕組みを構築すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度中に、過去の整備計画の目標・定量的指標を洗い出して「不適切な定量的指標例・望ましい定量的指標例」を再整理し、地方公共団体へ周知・見直しを促す。 令和3年度より、地方公共団体等から整備計画の提出を受けた地方整備局等において、適切な定量的指標が設定されているかを確認し、上記事務連絡等に照らし合わせて疑義があるとき、地方公共団体等へ問い合わせする等、指導を行うこととする。 ・ 令和3年度以降に地方公共団体等が実施する事後評価にあたって、より評価の透明性、公正さを確保することを目的として、学識経験者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を踏まえ、「令和3年度予算における社会資本整備総合交付金制度の見直しについて」（令和3年1月14日国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡）を发出し、「不適切な定量的指標例・望ましい定量的指標例」を再整理し、地方公共団体等へ周知・見直しを促すとともに、令和3年度より、地方公共団体等から整備計画の提出を受けた地方整備局等において、適切な定量的指標が設定されているかを確認し、上記事務連絡等に照らし合わせて疑義があるときは、地方公共団体等へ問い合わせする等、指導を行うこととした。 ・ また、同事務連絡において、令和4年度以降、適切な定量的指標が設定されていない重点計画については重点配分の対象外とする旨を地方公共団体等へ通知した。 ・ 令和3年3月30日に「社会資本整備総合交付金に係る計画等 	

	<p>の第三者の意見を求めるよう努め、第三者の意見を公表することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記取組とあわせ、アウトカム目標が設定されていない計画については令和4年度から重点配分対象外とするとともに、事後評価の結果については配分の際に考慮するよう制度設計を行うこととし、その際、地方公共団体等の意見も十分に踏まえるものとする。 	<p>について」(平成22年3月26日付け国官会第2317号)を改正し、地方公共団体等が実施する事後評価にあたって、より評価の透明性、公正さを確保することを目的として、学識経験者等の第三者の意見を求めるよう努め、当該意見を地域住民に対し公表することを新たに規定した。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の自主性・自律性は尊重する必要があるが、各市町村の道路計画が、防災計画、土地利用計画等との間で整合が図られているか、広域的な道路計画に対して市町村間の連携がしっかりととれているかなどのチェックは行われるべきである。特に災害リスクは重要であり、その点を考慮した上で計画された道路整備事業に対して重点的に配分を行うなど、地方公共団体による防災対応へのインセンティブが働く仕組みについて検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画との間で整合が図られているかなどをチェックするため、事前評価チェックシートに、整合を図る上位計画を記載する。また、重点配分事業として、道路整備を実施する際、災害リスクや広域的な道路計画を勘案することを要件化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応方針を踏まえ、「令和3年度予算における社会資本整備総合交付金制度の見直しについて」(令和3年1月26日国土交通省道路局事務連絡)を発出し、事前評価チェックシートに整合を図る上位計画を記載するよう地方公共団体へ通知した。 ・また、「社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金における重点配分対象(「配分の考え方」)について」(令和3年1月12日国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)において、重点配分事業として道路整備を実施する際、災害リスクや広域的な道路計画を勘案することを要件化する旨を地方公共団体へ通知した。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	中小企業支援策		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業は全国で約 358 万者、全事業者数の 99.7%を占めている。現代的な課題としては生産性・賃金の低迷、経営者の高齢化、中堅企業への成長の遅れなどがある。<u>成長期の中小企業支援策としては補助金の他、融資や税制があるが、これら現行の中小企業支援策が現代的な課題に</u>応えているのか、<u>望ましい組み合わせは何か</u>というのが大きな問題意識として挙げられる。 ・ 今回レビュー対象になっている成長期の支援策について、<u>企業の生産性・賃金の向上や地域経済・サプライチェーンへの波及効果の把握に</u>欠いている。併せて<u>小規模企業が中堅企業への成長、中小企業からの「卒業」が進んでいないボトルネックを把握</u>すべき。 ・ 四類型された中小企業と中小企業への個別・具体的な各種事業（支援策）が<u>つながっていない</u>。<u>ゼロベースで政策体系の整理と見直しが必要ではないか</u>。その上で<u>支援メニューの優先順位付け</u>を行い、<u>選択と集中を図る</u>べきである。支援対象も<u>限定的な個別事業に代えて、規制・ガバナンス改革を通じた包括的な支援があっても良い</u>。 ・ 各事業をみると<u>アウトカムそのものが設定されていない</u>、あるいは<u>実態を把握しているのか疑問な事業もある</u>。<u>必要なデータがタイムリーに取れていない</u>こともある。また、<u>サポイン事業を含めて非採択企業との比較だけでなく、失敗例についてもアウトカムとして把握</u>すべき。 ・ 中小企業支援策には<u>十分に効果が発現していない</u>、あるいは<u>効果の検証が不十分な事業も見受けられる</u>。事業を継続するとしても<u>対象を適正化して、効果を最大化させる工夫</u>があつて然るべきである。 ・ <u>アウトカム設定が事業間で一貫していない</u>。中小企業支援策全体で横串を刺せるような指標として、<u>参加企業の生産性向上や経営改善等への各事業の寄与度が把握</u>できるようにすべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業は全国で約 358 万者、全事業者数の 99.7%を占めている。現代的な課題としては生産性・賃金の低迷、経営者の高齢化、中堅企業への成長の遅れなどがある。<u>成長期の中小企業支援策としては補助金の他、融資や税制があるが、これら現行の中小企業支援策が現代的な課題に</u>応えているのか、<u>望ましい組み合わせは何か</u>というのが大きな問題意識として挙げられる。 ・ 今回レビュー対象になっている成長期の支援策について、<u>企業の生産性・賃金の向上や地域経済・サプライチェーンへの波及効果の把握に</u>欠いている。併せて<u>小規模企業が中堅企業への成長、中小企業からの「卒業」が進んでいないボトルネックを把握</u>すべき。 ・ 四類型された中小企業と中小企業への個別・具体的な各種事業（支援策）が<u>つながっていない</u>。<u>ゼロベースで政策体系の整理と見直しが必要ではないか</u>。その上で<u>支援メニューの優先順位付け</u>を行い、<u>選択と集中を図る</u>べきである。支援対象も<u>限定的な個別事業に代えて、規制・ガバナンス改革を通じた包括的な支援があっても良い</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業白書（2018年版）の分析によれば、大企業を目指している中小企業の割合は約8%。こうした成長志向の事業者が中小企業から「卒業」できるよう、ボトルネックを引き続き精査するとともに、成長促進のための新たな施策を講じる。 ・ レビューでも議論となった中小企業の四類型論（①グローバル型、②サプライチェーン型、③地域資源型、④地域コミュニティ型）に基づき、政策体系を再検討する。 ・ 中小企業の抱える課題に対して、予算、法律、税制、金融支援等といった各種政策ツールをどのように使い分けて効果的にその解決を図るべきか再検討する。また予算事業についても、優先順位をつけて選択と集中を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に中小企業からの「卒業」に注力するため、令和2年度第3次補正予算において計上した、事業者の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模拡大を支援する「事業再構築補助金」については、新たな設備投資やグローバル展開により中小企業から中堅企業に成長する事業者向けの特別枠（卒業枠）を設け、特に①グローバル型や②サプライチェーン型の中小企業の成長を促進することとしている。また、成長志向の事業者を支援するため、通常枠については、従業員数に応じて補助上限額を引き上げる等、随時運用改善を行っている。 ・ また、中小企業の四類型論を踏まえ、規模拡大を志向する企業（①グローバル型、②サプライチェーン型）と持続的発展を志向する企業（③地域資源型、④地域コミュニティ型）のそれぞれの成長や成熟のパスを念頭に政策体系の見直しを行っている。その一環として、第204回通常国会にて、中小企業等経営強化法を改正。規模拡大の成長パスにある企業を支援するための、新たな対象類型を創設するなど、支援すべき対象の見直しを行った。またM&Aを通じた規模拡大を促進するため、経営強化法に基づく計画の認定を受けて経営資源の集約に取り組む事業者に対する支援を追加（経営資源の集約化に資する税制の創設）。重ねて、令和4年度概算要求においては、中小企業の四類型に基づき、それぞれの予算事業が想定している対象類型 	

		<p>に効率的かつ効果的に支援が届くよう、補助金における加点措置等の検討を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の抱える課題に対して、各種政策ツールの長所短所を考慮の上、各種政策を実施している。例えば、事業承継・引継ぎ支援において、事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用費用等については予算事業（補助金）で支援し、予算事業（補助金）での対応が難しいM&A後のリスクへの備えについては準備金の積立等を認める経営資源の集約化に資する税制措置で支援。 ・予算事業の優先順位付け・選択と集中については、厳しい状況に直面する中小企業の課題に対応するため、令和2年度第3次補正予算、令和3年度当初予算において足下で必要な事業継続のための支援を着実に実施してきたことを踏まえ、令和4年度概算要求においては、事業再構築、承継・再生、生産性向上の支援や取引適正化など中小企業等の雇用・技術といった経営資源を活かし、事業価値の向上を実現するための施策について、重点的に要求を行った。 ・また、予算配分の優先順位付けの適正化に向けた取組として、各種補助金や制度の申請を全て電子化し、当該申請により蓄積したデータを活用できる環境の整備を開始した。当該取組を通じ、予算事業の効率的な執行を行うとともに、予算事業の効果および予算事業活用事業者についてのより精緻な定量分析による政策評価・立案（EBPM）が可能となり、より効果的な予算の選択と集中を実現していく。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・各事業をみるとアウトカムそのものが設定されていない、あるいは実態を把握しているのか疑問な事業もある。<u>必要なデータがタイムリーに取れていない</u>こともある。また、サポイン事業を含めて非採択企業との比較だけでなく、<u>失敗例についてもアウトカムとして把握すべき</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各予算事業について適切なアウトカムが設定されているか再度精査するとともに、事業の効果検証を十分に行えるよう、事業成果に関するデータの収集・分析を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第3次補正予算において計上した「事業再構築補助金」においては、事業の成果を「事業者全体又は従業員一人当たりの付加価値額を年率平均3.0%以上増加」と設定するなど、アウトカムを明確かつ客観的な指標に設定した。また、同補助金の支給事業者にはローカルベンチマーク（企業の経営状態を把握するためのツール）への財務情報及び非財務情報の登録を求め、事業期間中及び事業期間後のデータの収集・分析が可能となる制度とした。 ・サポイン事業について事業化率及び成果売上のアウトカム指標が達成されなかった「失敗例」の原因分析を行い、大学・公設試等と連携して研究開発を行う場合に限定して支援を行うこと、事業期間中の中間評価の結果を踏まえ、成果の期待できる取組に支援を重点化すること、最新の研究開発状況の発信を行い中小企業に対し事業化の機会を提供することなど、事業の改善につなげた。また、令和4年度概算要求においては、サポイ 	

		<p>ン事業を「成長型中小企業等研究開発支援事業」として要求（162.6億円）。令和3年度に引き続き大学・公設試等との連携を必須とし、その取組を支援する。また、定額補助の仕組みを見直し、大学・公設試に対しインセンティブを付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の適切なアウトカム設定に係る取組としては、令和3年度当初予算の「中小企業・小規模事業者人材対策事業」内の「地域中小企業人材確保支援事業」において、人材確保において重要な成果指標である内定率をアウトカムに追加することで、事業効果の最大化を図っている。なお、令和4年度概算要求でも引き続きこの目標を掲げている。また、開業率を政策評価の測定指標の一つとしている「地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業」においては、令和4年度概算要求において成果目標及び成果実績（アウトカム）指標の見直しを行い、「商店街等において消費動向等のデータ収集を行った地域数」や、「商店街において需要構造に合った供給体制の構築を行った地域数」など、地域の持続的発展に資する具体的な取組の数を成果目標及び成果実績（アウトカム）指標として設定している。 ・事業成果に関するデータの収集・分析に係る取組としては、令和3年度当初予算における「ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業」において、事業化等情報の収集を行う。また、「地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業」においても、商店街等において前述のアウトカム指標を含む消費動向等の収集・分析を行う予定。両事業ともに、令和4年度概算要求においても、引き続き情報収集を行うこととしている（「ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業」は「ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業」の中で要求）。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中小企業支援策には十分に効果が発現していない、あるいは効果の検証が不十分な事業も見受けられる。事業を継続するとしても対象を適正化して、効果を最大化させる工夫があつて然るべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての事業について効果検証を徹底し、対象の適正化等、事業効果を最大化するための工夫を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果の最大化のための工夫について、当該レビューの対象となった各補助金の対応は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①戦略的基盤技術高度化・連携推進事業（サポイン事業・ビジサポ事業） <ul style="list-style-type: none"> ⇒大学・公設試等と連携した案件に対象を絞ることや、中間評価で成果が期待できないと判断された事業の継続を不可とする等の見直しを行う。 ・ 令和4年度概算要求においては、令和3年度に引き続き大学・公設試等との連携を必須とし、その取組を支援することとしている。また、定額補助の仕組みを見直し、大学・公設試等に対しインセンティブを付与する（再掲）。 	

		<p>②中小企業・小規模事業者人材対策事業</p> <p>⇒成果指標として、事業への参加企業に係る内定率を追加することで、事業効果の最大化に資する取組・検証を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度概算要求においても、令和3年度に引き続き、成果指標（成果目標及び成果実績（アウトカム））として、地域中小企業人材確保支援等事業における内定率20%を掲げている（再掲）。 <p>③ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業</p> <p>⇒過年度に支援した取組の効果検証を開始するとともに、デジタル化・DXなど複数者連携による波及効果の高い取組に支援を重点化する等の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度当初予算による事業が補助事業終了後1年を経過したことに伴い、効果検証のため、事業化等情報の収集を開始済。令和4年度概算要求においては、「ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業」において、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援することとしている（再掲）。 <p>④地域未来デジタル・人材投資促進事業</p> <p>⇒事業アウトカムを事業目的と直接的に関連する指標、具体的には支援先企業の新事業創出の成否や従業員数の増加率に設定する等、事業効果の最大化に資する取組・検証を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度概算要求においては「地域未来DX投資促進事業」として要求し、支援スキームや事業内容の再検討・見直しを実施。また成果目標及び成果実績（アウトカム）については、事業目的と直接に関連する①労働生産性の伸び率や、②売上計上が予定される新製品・サービス等の件数割合等の適切な指標を設定している。 <p>・また、この他の事業における代表的な対応は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAPANブランド育成支援等事業 <p>⇒令和3年度より、事業効果を向上させるため支援パートナー制度を導入。令和4年度概算要求においても、「海外展開のための支援事業者活用促進事業」に含まれる「JAPANブランド育成支援等事業」において、引き続き支援パートナーの活用を促し、支援案件の質の向上を図ることで、事業効果</p>	
--	--	---	--

<p>・アウトカム設定が事業間で一貫していない。中小企業支援策全体で横串を刺せるような指標として、<u>参加企業の生産性向上や経営改善等への各事業の寄与度が把握</u>できるようにすべきである。</p>	<p>・予算事業の成果を最大化するため、適切なアウトカムの設定を行うとともに、事業成果に関するデータの収集・分析を徹底する。</p>	<p>の一層の向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業間で一貫したアウトカム設定が行えるよう、予算事業における基本的な指標を、①労働生産性の向上、②全要素生産性の向上、③中小企業から中堅企業への成長、④海外展開の促進、⑤開業率の向上とし、各予算事業について基本的にはこれらの指標に基づくアウトカムの設定を行うこととした。例えば、令和2年度第3次補正予算において計上した「事業再構築補助金」においては、予算事業の成果を最大化するため、事業の成果を「事業者全体又は従業員一人当たりの付加価値額を年率平均3.0%以上増加」と設定するとともに、中小企業から中堅企業への「卒業枠」を設け、①労働生産性の向上、③中小企業から中堅企業への成長という指標から事業の実績を把握できるようにした。 ・適切なアウトカムの設定や事業成果に関するデータの収集・分析といった前述の取組とともに、事業間で一貫したアウトカム設定のため、令和4年度概算要求においても、令和3年度に引き続き、①労働生産性の向上、②全要素生産性の向上、③中小企業から中堅企業への成長、④海外展開の促進、⑤開業率の向上を、予算事業における基本的な指標としている。 	
---	--	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省・環境省・国土交通省		
テーマ等	再エネルギー・省エネルギーの促進（洋上風力発電の導入促進）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、洋上風力発電の導入を促進するに当たり、現在の風力の発電コストの更なる削減は必須。風力発電設備の積極的な海外展開なども含め、徹底的に経済性を追求し、欧州並みの10円/kWh以下を目指して、取組を実施すべきである。コスト削減及び産業化に向けたロードマップ（工程表）を示すべきである。 ・ 既存の省庁間（経済産業省、環境省及び国交省）の役割分担についてはある程度明確化されているが、引き続き省庁の垣根を越えて、関係省庁間で緊密に連携し、洋上風力発電の導入促進に取り組んでいくべきである。 ・ スーパー方式については、長崎五島の実証事業を経て商用段階に入っており、今後は民間に委ねるべき分野であることを踏まえ、環境省事業については、事業内容の抜本的な見直しを検討すべきではないか。併せて、官で担うべき分野について改めて検討を行うべきである。 ・ 風力発電のシェアは再生可能エネルギーの中でも低い水準に留まっている。2050年のカーボンニュートラルの達成に向けて、主要電源としての風力発電の重要性、その中でもなぜ浮体式なのか、産業化（アジア展開）等、今後の道筋を含めて国民に説明を尽くすべき。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、洋上風力発電の導入を促進するに当たり、現在の風力の発電コストの更なる削減は必須。風力発電設備の積極的な海外展開なども含め、徹底的に経済性を追求し、欧州並みの10円/kWh以下を目指して、取組を実施すべきである。コスト削減及び産業化に向けたロードマップ（工程表）を示すべきである。 	<p>官民で定める「洋上風力産業ビジョン」において、洋上風力の産業競争力強化に向けた基本戦略を早期に示すこととし、「政府による導入目標」「産業界による国内調達比率目標」「産業界によるコスト低減目標」を目標年次と併せて示すとともに、アジア展開も見据えた次世代技術開発等の取組についても示した。</p>	<p>【経済産業省・国土交通省】</p> <p>2020年12月15日に開催した第2回「洋上風力の産業競争力に向けた官民協議会」において「洋上風力産業ビジョン（第1次）」を示し、これを受けて同年12月25日に開催した成長戦略会議（第6回）において示した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を2021年6月18日に具体化し、欧州並みの10円/kWh以下を目指したコスト低減と産業化に向けた工程表を示した。</p> <p>加えて、洋上風力のコスト削減及び産業化に向けて必要となる要素技術を特定・整理した「洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ」を2021年4月に策定した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 洋上風力産業ビジョン（第1次） https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/yojo_furyoku/pdf/002_02_02_01.pdf ※上記は国交省HPにも掲載有。 ● 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210618005/20210618005.htm ↓ ● 「洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ」 https://www.meti.go.jp/shingikai/ener

			jo_furyoku/sagyo_bukai/pdf/003_s01_00.pdf
<p>・既存の省庁間（経済産業省、環境省及び国交省）の役割分担についてはある程度明確化されているが、引き続き省庁の垣根を越えて、関係省庁間で緊密に連携し、洋上風力発電の導入促進に取り組んでいくべきである。</p>	<p>引き続き関係省庁間で緊密に連携して、洋上風力発電の導入促進に取り組むこととする。</p>	<p>【経済産業省・環境省・国土交通省】 左記の方針を改めて関係省庁間で確認した。</p>	
<p>・スパー方式については、長崎五島の実証事業を経て商用段階に入っており、今後は民間に委ねるべき分野であることを踏まえ、環境省事業については、事業内容の抜本的な見直しを検討すべきではないか。併せて、官で担うべき分野について改めて検討を行うべきである。</p>	<p>今回のご指摘を踏まえ、環境省事業として地元の理解醸成を目的とする浮体設置の補助事業については再検討することとし、長崎五島の事例の周知等による理解醸成、早期普及に向けた調査等の事業を実施することとする。</p>	<p>【環境省】 環境省事業として地元の理解醸成を目的とする浮体設置の補助事業については令和3年度政府予算案に計上しないこととした。</p>	
<p>・風力発電のシェアは再生可能エネルギーの中でも低い水準に留まっている。2050年のカーボンニュートラルの達成に向けて、<u>主要電源としての風力発電の重要性、その中でもなぜ浮体式なのか、産業化（アジア展開）等、今後の道筋を含めて国民に説明を尽くすべき。</u></p>	<p>左記を含め、官民で定める「洋上風力産業ビジョン」において、洋上風力の産業競争力強化に向けた基本戦略を早期に示した。加えて、長崎五島の事例の周知等により国民の理解醸成を図る。</p>	<p>【経済産業省・国土交通省】 2020年12月15日に開催した第2回「洋上風力の産業競争力に向けた官民協議会」において「洋上風力産業ビジョン（第1次）」を取りまとめ、この中で、 ○洋上風力発電は大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が期待されることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札であること ○特に今後の拡大が特に見込まれる浮体式をはじめとした技術開発を加速化すること ○気象・海象が似ており、市場拡大が見込まれるアジア展開も見据えて、浮体式を中心に、商用化を常に見据えながら、次世代技術開発等に取り組むこと につき、具体的取組の方向性を示した。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	再エネルギー・省エネルギーの促進（先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー促進としては補助金の他、規制・税制（環境税等）がある。省エネ・再エネ設備の普及によりCO₂をはじめとする温室効果ガスの削減を進めるために、政策を総動員し成果の最大化を図る必要がある中、<u>効果を最大限発揮するような政策（規制・補助金・税制）の組合せを改めて見直す</u>べきではないか。省エネ法が存在している中で、<u>規制をより活用することにより、予算の効率化を図ることができるか</u>についても検討すべきである。 ・本補助事業が捕捉している支援企業が少数であることに鑑み、対象とする事業者の規模、エネルギー使用量、業種、導入設備などをどのように重点化すれば最も高い波及効果が得られるかという観点から、<u>事業の在り方について抜本的な見直しを行う</u>べきである。申請の手続きについても簡素化・オンライン化が望ましい。併せて、<u>大企業への補助の必要性を踏まえた補助対象の見直し、投資回収可能年数が耐用年数に比して極端に短くならないようにする補助の在り方</u>の見直し、<u>現行水準からの省エネではなく、ベストプラクティスに合わせるなど省エネ率の申請要件の厳格化等</u>も行うべきである。 ・2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルを達成するために、エネルギー対策特別会計において、<u>本補助事業を始めとした導入支援と再エネルギー・カーボンリサイクル等の革新的技術の研究開発とを比較考量し、より中長期的な成果に結びつくような分野に重点化して国費を投入できる</u>よう、検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー促進としては補助金の他、規制・税制（環境税等）がある。省エネ・再エネ設備の普及によりCO₂をはじめとする温室効果ガスの削減を進めるために、政策を総動員し成果の最大化を図る必要がある中、<u>効果を最大限発揮するような政策（規制・補助金・税制）の組合せを改めて見直す</u>べきではないか。省エネ法が存在している中で、<u>規制をより活用することにより、予算の効率化を図ることができるか</u>についても検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、政策効果の最大化に向けて、省エネ法上の規制を活用することにより、予算の効率化を図る。 （スケジュール） ・令和3年度政府予算案に反映した。 ・令和4年度政府予算案に反映予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の執行において、大企業については、省エネ法に基づき相当程度省エネ努力を行ってきた事業者（エネルギー消費効率1%以上改善をしている等のSクラス事業者及びベンチマーク目標達成に向けて取り組む事業者）等に限定して公募・採択をし、支援を行っている。 <p style="text-align: center;">（令和4年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度当初予算において既にご指摘事項反映済み。 ・令和4年度以降においてもこれを継続。 	<p>令和3年度事業概要パンフレット https://sii.or.jp/cutback03/uploads/k01_panflet_gaiyou.pdf</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>本補助事業が捕捉している支援企業が少数であることに鑑み、対象とする事業者の規模、エネルギー使用量、業種、導入設備などをどのように重点化すれば最も高い波及効果が得られるか</u>という観点から、<u>事業の在り方について抜本的な見直しを行う</u>べきである。申請の手続きについても簡素化・オンライン化が望ましい。併せて、<u>大企業への補助の必要性を踏まえた補助対象の見直し、投資回収可能年数が耐用年数に比して極端に短くならないようにする補助の在り方</u>の見直し、<u>現行水準からの省エネではなく、ベストプラクティスに合わせるなど省エネ率の申請要件の厳格化等</u>も行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、補助率の見直しや申請要件の厳格化等、事業の抜本的な見直しを行う。 ・また、申請の簡素化に向けて、必要な書類の見直しやオンライン化に向けた対応を行う。 （スケジュール） ・補助率の見直しや申請要件の厳格化については、令和3年度政府予算案に反映した。 ・申請の簡素化・オンライン化に向けた対応については、執行団体の決定後に実施した。 ・令和4年度政府予算案に反映予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の執行において、上記の大企業に関する要件の見直しに加え、以下の見直しを行った。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 省エネ設備が特定できる場合には標準的な設備と省エネ設備の導入費用の差分（掛かり増し分）のみの補助とした。 2) 導入支援する設備をトップランナー水準以上の設備に限定した。 3) 省エネ率等に関する申請要件についても、従来の要件より高い水準を求めた。 4) 交付申請の電子化について、全ての申請において申請書作成システムを導入し、申請書作成の簡素化を実施した。 5) 投資回収年数が短いものについては、補助率を引き下げた。 <p style="text-align: center;">（令和4年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度においても上記1）～5）を継続。 ・補助対象経費を設計費・設備費・工事費としていたところ、一 	

		部を除き設備費のみに変更する。なお、令和3年度に掛かり増し分の補助としていた設備については、引き続き掛かり増し分の補助とする。	
<p>・2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルを達成するために、エネルギー対策特別会計において、<u>本補助事業を始めとした導入支援と再エネルギー・カーボンリサイクル等の革新的技術の研究開発とを比較考量し、より中長期的な成果に結びつくような分野に重点化して国費を投入できるよう、検討すべきである。</u></p>	<p>・ご指摘を踏まえ、予算配分の見直しを検討する。 (スケジュール) ・令和3年度政府予算案に反映した。 ・令和4年度政府予算案に反映予定。</p>	<p>・本補助事業については、支援対象の重点化を行った結果として、予算を減額する一方、再エネ・カーボンリサイクル関連予算については増額し、重点化を図った。</p> <p>(令和4年度概算要求での改善状況) ・令和3年度当初予算において既にご指摘事項反映済み。 ・令和4年度以降においてもこれを継続。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省・内閣府		
テーマ等	幼稚園の預かり保育の促進		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童が存在する市区町村において、<u>幼稚園の預かり保育がどのように提供されているか、幼稚園の預かり保育の日数や時間、長期休暇中における開設状況や保護者にとっての利便性など、きめ細かく実態を把握すべきである。</u>その上で、十分に提供されていない場合は、その理由を分析し、待機児童が存在する市区町村の働く保護者にとって、<u>まずは実施率の低い公立幼稚園、そして私立幼稚園について十分な質を確保した預かり保育の開設を求めるべきである。</u> ・このような実態の把握や対策を講じる際には、地方公共団体の意向を十分に踏まえるとともに、内閣府をはじめとする関係府省等が、<u>幼稚園の預かり保育の推進、空きスペースを活用した小規模保育の推進、認定こども園への早期移行の推進など、連携してあらゆる対策を速やかに講じるべきである。</u> ・また、預かり保育は待機児童の解消以外の目的も有するため、待機児童が存在しない地方公共団体を含む、<u>全ての幼稚園において、安全な預け先であるかなど預かり保育の質を評価すべきである。</u> ・私立幼稚園の預かり保育に対する補助金について、通常の預かり保育を「開園日の半分以上の日数、1日2時間以上開設」していれば基礎単価が受け取れる仕組みとなっているが、ユーザー目線で必要な開設日や開設時間が確保されているとは言い難い水準である。<u>基礎単価の要件となっている、平日の開設日数や開設時間数を増やし、長期休暇中の実施も要件に含めることなど、補助金の構造を見直すべきである。</u>また、<u>補助金により保育者の処遇が改善しているかなど補助金の効果も丁寧にモニタリングすべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童が存在する市区町村において、<u>幼稚園の預かり保育がどのように提供されているか、幼稚園の預かり保育の日数や時間、長期休暇中における開設状況や保護者にとっての利便性など、きめ細かく実態を把握すべきである。</u>その上で、十分に提供されていない場合は、その理由を分析し、待機児童が存在する市区町村の働く保護者にとって、<u>まずは実施率の低い公立幼稚園、そして私立幼稚園について十分な質を確保した預かり保育の開設を求めるべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童数の多い市区町村及び待機児童数が減少した市区町村に対し、預かり保育の実施の有無や週当たり実施日数、実施時間等について、調査を実施しているところであり、令和2年度中を目的に、調査結果を分析し、待機児童対策に幼稚園の活用が進んでいない場合にはその原因や課題、必要なサポート等をヒアリングするなど、個別に丁寧に対応していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応方針に基づき令和2年11月に調査を実施するとともに、待機児童が多い自治体に対し、幼稚園を活用した預かり保育の実施状況等について分析するため、令和3年3月にヒアリングを行った。公立幼稚園における預かり保育の開設、認定こども園への移行など、地域の実情に応じた幼稚園の活用方針が明らかになったところであり、引き続き、各自治体の方針に応じた対策が円滑に進むよう、個別の相談に対して丁寧に対応していく。（文部科学省） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・このような実態の把握や対策を講じる際には、地方公共団体の意向を十分に踏まえるとともに、<u>内閣府をはじめとする関係府省等が、幼稚園の預かり保育の推進、空きスペースを活用した小規模保育の推進、認定こども園への早期移行の推進など、連携してあらゆる対策を速やかに講じるべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省で連携し、幼稚園の預かり保育への運営費支援、預かり保育を行うための施設改修等の補助の拡充、幼稚園の空きスペースを活用した小規模保育に係る条件緩和、認定こども園への移行に係る施設整備への補助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業から、在園児や未就園児の預かり保育・一時預かりを行うために必要な幼稚園の改築・改修を、私立幼稚園施設整備費補助金の対象とした。令和4年度概算要求においても引き続き、必要な予算を要求している。（文部科学省） ・令和3年度から、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の更なる充実を図り、保育体制充実加算の増額及び要件の弾力化を行った。（文部科学省・内閣府） ・令和3年度から、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）において、開設準備経費を補助対象とするとともに、2歳児受入れに係る単価の充実及び0・1歳児の受入れに係る単価の創設を行った。（文部科学省・内閣府） ・令和3年度から、幼稚園と併設する小規模保育の利用定員の上限の弾力化を行った。（文部科学省・厚生労働省・内閣府） ・令和3年度当初予算において、認定こども園への移行に係る施 	

		設整備への補助を引き続き行うべく、認定こども園施設整備交付金に必要な予算を計上し、支援を実施している。令和4年度概算要求においても引き続き、必要な予算を要求している。(文部科学省)	
<ul style="list-style-type: none"> また、預かり保育は待機児童の解消以外の目的も有するため、待機児童が存在しない地方公共団体を含む、<u>全ての幼稚園において、安全な預け先であるかなど預かり保育の質を評価すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園における預かり保育について、学校評価の評価項目・指標等として、預かり保育における幼児の負担や家庭との連携等への配慮といった、預かり保育の質に係る項目が例示されていることについて、令和2年度中を目途に改めて周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の基準等として文部科学省が定めている幼稚園教育要領において、預かり保育に係る留意事項として、適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにすることを示している。要領に基づく活動等の評価は、幼稚園に実施・公表が義務付けられている自己評価などの学校評価を通じて行うこととなるため、学校評価に係るガイドブック（令和3年3月公表）において、預かり保育における評価項目・評価指標についても記載し、教育委員会等の幼児教育関係者への周知を行ったところである。今後、ガイドブックの活用状況の把握を行う予定である。(文部科学省) 	<p>(参考)「幼児教育の質向上につなげる学校評価ガイドブック」 https://www.mext.go.jp/content/20210511-mxt_youji-000014566_13-1.pdf</p>
<ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園の預かり保育に対する補助金について、通常の預かり保育を「開園日の半分以上の日数、1日2時間以上開設」していれば基礎単価が受け取れる仕組みとなっているが、ユーザー目線で必要な開設日や開設時間が確保されているとは言い難い水準である。<u>基礎単価の要件となっている、平日の開設日数や開設時間数を増やし、長期休暇中の実施も要件に含めることなど、補助金の構造を見直すべきである。また、補助金により保育者の処遇が改善しているかなど補助金の効果も丁寧にモニタリングすべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 私学助成の預かり保育推進事業については、保護者等の多様なニーズに対応できるよう、長時間の預かり保育を行う幼稚園に対する補助単価を充実するなど、支援内容の見直しを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度当初予算において、保護者の活用を促進するため、補助要件における開設時間や開設日数について、現行より多い日時数となるよう基礎単価を設定するとともに、5時間以上の預かり保育を行う園の加算単価の充実等を図った。(文部科学省) 補助金の効果を把握するため、関係者との調整を始めたところ。(文部科学省) 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	薬価算定の透明性・適正性の確保		
指摘事項	<p>医療保険制度の下、国民が税金や保険料を払い、さらに患者が自己負担する仕組みの中で、「より良い医薬品が適正な価格で提供される」ことは非常に大切であることから、薬価算定プロセスについては、その透明性の向上に努め、国民にわかりやすいものにしていくべきである。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬価算定組織及び費用対効果評価専門組織の委員名簿、各委員の利益相反情報、議事録などは早期に公開すべきである。 ・現在の薬価算定プロセスでは、原価についての情報が製薬会社から国に対し十分に開示されているとは必ずしもいえないことから、少なくとも薬価算定の権限を持つ部局等に対して、原価についての情報を製薬会社から開示を受け、十分な情報を持った上で適正な薬価の算定が行えるよう見直しを進めていくべきである。 ・薬価算定ルールについては、引き続き開示度を高める努力を行うとともに、開示度の低い医薬品については算定薬価をさらに厳しく下げる仕組みを検討するなど、不断の見直しを行い、その適正性を確保するよう努めるべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>薬価算定組織及び費用対効果評価専門組織の委員名簿、各委員の利益相反情報、議事録などは早期に公開すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿、利益相反の申告状況、議事録について早期に公開する。 <p>（スケジュール） 令和2年12月の中央社会保険医療協議会（中医協）において対応方針について了解を得たところであり、対応方針に沿って順次対応予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿及び利益相反の申告状況（令和3年2月以降開催分）については、厚生労働省のホームページで公開を開始した（委員名簿は令和3年1月15日、利益相反の申告状況は令和3年9月16日公開）。 ・議事録については、企業秘密等に係る部分のマスキング等について一定の検討の上、令和3年9月15日の中医協において、議事録の作成例を示し、費用対効果評価専門組織も含め、今後も同様に議事録を作成し、厚生労働省のホームページで公開することについて了承を得た（令和3年9月16日公開）。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の薬価算定プロセスでは、原価についての情報が製薬会社から国に対し十分に開示されているとは必ずしもいえないことから、<u>少なくとも薬価算定の権限を持つ部局等に対して、原価についての情報を製薬会社から開示を受け、十分な情報を持った上で適正な薬価の算定が行えるよう見直しを進めていくべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬価算定ルールについては、引き続き開示度を高める努力を行うとともに、開示度の低い医薬品については算定薬価をさらに厳しく下げる仕組みを検討するなど、不断の見直しを行う。 <p>（スケジュール） 令和4年度薬価改定に向けて検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応方針に従い、次期薬価改定に向けて中医協における議論を開始し、検討を進めている。 <p>（これまでの経過） 令和3年4月21日 中医協薬価専門部会 <ul style="list-style-type: none"> ・次期改定に向けた主な課題の案の一つとして「原価計算方式の在り方（開示を高める方法）」と事務局から提示し了承 令和3年8月4日 中医協薬価専門部会 <ul style="list-style-type: none"> ・新薬算定を担当する薬価算定組織から「薬価算定の基準に関する意見」として、原価計算方式における開示率向上に関し、「現行、海外からの移転価格については、他の国への移転価格を確認することによりその妥当性の確認を行っているが、移転価格の妥当性の確認方法や、移転価格であることを考慮した算定方法をルール化してはどうか」との提案が提出され、今後検討していくこととなった。 </p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・薬価算定ルールについては、<u>引き続き開示度を高める努力を行うとともに、開示度の低い医薬品については算定薬価をさらに厳しく下げる仕組みを検討するなど、不断の見直しを行い、その適正性を確保するよう努めるべきである。</u> 			

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	教育現場のオンライン化の推進		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ G I G Aスクール構想の実現は我が国にとって重要な課題であり、文部科学省は、<u>同構想を踏まえた新たな授業や教育の在り方を提示する必要がある。</u> ・ 紙とデジタルが併存することで、過渡期ではより多くの税金を投じなければならないことから、<u>教育関係者だけでなく行政改革の視点からも改善が必要である。</u> ・ <u>デジタル社会にふさわしい授業や教育の在り方を検討し、これを可能にするオンライン授業などに関する各種規制の見直しや、必要となる教職員の能力向上がさらに検討されるべきである。</u> ・ 教員の養成については、都道府県ごとに教員に対する I C T研修に大きな差が生じており、所期の目的の実現可能性に疑義が生じている。<u>研修についての取組が不足しているところには文部科学省としてもしっかりと働きかけを行うべきである。</u> ・ 児童生徒一人一台端末の整備や学校ネットワークの環境整備に係るアウトカムやアウトプットについては、所期の目的や事業内容が同様のものである事業があるにもかかわらず、設定しているアウトカムやアウトプットが異なっており、整理ができていない。こうしたアウトカム、アウトプットについては、<u>事業が学校種別ごとに縦割りになっているという現状を改めて、所期の目的の達成状況や事業の効果の測定に資する適切な指標となるよう、精査するべきである。</u> ・ 学習者用デジタル教科書普及促進事業については、紙からデジタルへ切り替えを進めていく上で、<u>標準化などを進めて、より少ない予算でより教育効果が上がるよう、遅滞なく検討を進めていくべきである。</u> ・ デジタル化の導入による効果の最大化を図っていくことが重要であることから、<u>各事業内容を精査して事業の更なる効率化や予算規模の適正化を追求する必要がある、こうした努力を不断に行っていく必要がある。</u> ・ 障害を持つ児童生徒や病気にかかっている児童生徒に対して、デジタルを使って教育をサポートすることが今まで以上に可能となることから、<u>アクセシビリティの改善に関する指標をロジックモデルやアウトカム指標などに設定するべきである。</u> ・ G I G Aスクール構想に係る各種施策については、令和3年度予算の成立後には、<u>レビューシートを分散せず一覧性が確保できるよう、改善するべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ G I G Aスクール構想の実現は我が国にとって重要な課題であり、文部科学省は、<u>同構想を踏まえた新たな授業や教育の在り方を提示する必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ G I G Aスクール構想の実現も踏まえた新たな教育の在り方については、現在中央教育審議会において議論いただいております。今後目指すべき学びの姿として「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が示されている（令和2年10月7日中央教育審議会初等中等教育分科会中間まとめ）。これらの議論も踏まえ、このような学びの実現に向け、新学習指導要領を着実に実施するとともに、G I G Aスクール構想を強力に推進しつつ、必要な取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央教育審議会における議論の結果、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』（令和3年1月26日）において、今後目指すべき学びの姿が示された。 ・ 本答申で示された学びの実現に向けて、引き続き、新学習指導要領を着実に実施するとともに、オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育が行われるよう、オンラインを活用した授業の好事例を収集・周知すること等を通じて学校現場における創意工夫が十分発揮されるよう、学校現場を後押ししている。 	<p>（参考） 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ） （令和2年10月7日中央教育審議会初等中等教育分科会） https://www.mext.go.jp/content/20201015-mt_soseisk01-000010471_2.pdf</p>

			<p>「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月26日中央教育審議会）</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf</p>
<p>・紙とデジタルが併存することで、過渡期ではより多くの税金を投じなければならないことから、<u>教育関係者だけでなく行政改革の視点からも改善が必要</u>である。</p>	<p>・紙の教科書と学習者用デジタル教科書の関係も含めた今後の在り方については、経済団体等の教育関係者以外も参加いただいている有識者会議において、指摘を踏まえつつ検討を進めていく。（令和3年3月に中間まとめ、令和3年6月に第一次報告が取りまとめられた。）</p>	<p>・「学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件」（平成30年文部科学省告示第237号）に規定する上記基準の撤廃を内容とする改正を行い、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書を各教科の授業時数の2分の1以上使用することができることとした。</p> <p>・引き続き有識者会議において、児童生徒に対する教育の質を高める上で、紙の教科書との関係をどのようにすべきかについて、全国的な実証研究や関連分野における研究の成果等を踏まえつつ、更には財政負担も考慮しながら、検討していく。</p>	<p>（参考）学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準の見直しについて</p> <p>https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/157/toushin/mext_00001.html</p> <p>デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/20210607-mxt_kyokasyo01-000015693_1.pdf</p>
<p>・<u>デジタル社会にふさわしい授業や教育の在り方を検討し、これを可能にするオンライン授業などに関する各種規制の見直しや、必要となる教職員の能力向上がさらに検討されるべき</u>である。</p>	<p>・遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方については、現在、中央教育審議会等においても議論いただいているところであり、今後、これらの議論や、規制改革会議等の動きも踏まえつつ、発達段階に応じた遠隔・オンライン教育の活用に向けて具体的な検討</p>	<p>・学びの在り方については、中央教育審議会において議論を重ね、『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』（令和3年1月26日）において今後目指すべき学びの姿が示された。</p>	<p>（参考）「当面の規制改革の実施事項」（令和2年12月22日規制改革推進会議）</p> <p>https://www8.cao</p>

	<p>を行い、制度的な措置を含め、必要な取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師がICTを活用して指導する力を身に付けられるようにすることや、その支援を行うため、現職教員や学校・教育委員会等に対しては、独立行政法人教職員支援機構と連携した、各地域でのICT活用に関する指導者の養成研修の実施や、各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料や解説動画の作成・公表をしたところであり、引き続き必要な取組を進める。 ・教員養成段階においては、平成31年4月からICTを用いた指導方法を必修とした新しい教職課程が始まっているが、その内容のさらなる充実に向け、教職課程におけるICTに関する科目の新設などについても中央教育審議会において御議論いただいているところであり、こうした検討状況を踏まえ、引き続き、学校現場におけるICTの円滑な利活用が図られるよう、必要な施策を積極的に推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育現場におけるオンライン教育の活用」(令和3年3月29日内閣府特命担当大臣(規制改革)及び文部科学大臣合意)や規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)等も踏まえ、引き続き、オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育が行われるよう、オンラインを活用した授業の好事例を収集・周知すること等を通じて学校現場における創意工夫が十分発揮されるよう、学校現場を後押ししている。 ・令和3年度においては、「ICT活用教育アドバイザー」等による学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するための専門的な助言・支援や、ICTを効果的に活用するための指導事例等の教師向けオンライン研修プログラムの作成等の取組を実施しているところ。また、令和4年度概算要求において、「ICT活用教育アドバイザー」が1人1台端末環境の本格運用を踏まえたICT活用等に関する助言・支援等を行うための経費を計上。 ・令和2年12月、全国の学校における1人1台端末を活用した学びを支援するため、「GIGA StuDx(ギガ スタディエックス)推進チーム」を文部科学省内に設置し、優れた活用事例等の情報発信や、全国の学校設置者を対象とした説明会を行い、端末の活用やその研修を促進するなど、教育指導面での支援活動を推進しているところ。 ・教員養成段階においては、平成31年4月からICTを活用した指導法を必修化していたところ、令和3年8月には教育職員免許法施行規則を改正し、令和4年度以降の教職課程においてICTに特化した科目を新設し、1単位以上の履修を義務化し、さらなる充実を行った。 	<p>.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20201222/201222honkaigi02.pdf</p> <p>(参考)</p> <p>「ICT活用教育アドバイザーについて」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detai/1369635.html</p> <p>「StuDx Style(スタディエックススタイル)」 https://www.mext.go.jp/studxstyle/</p> <p>「教職課程における教師のICT活用指導力充実に向けた取組について」 https://www.mext.go.jp/content/20201113-mxt_kyoikujinzai01-000011039-5.pdf</p> <p>「教職課程における教師のICT活用指導力充実に向けた取組について」 https://www.mext.go.jp/content/20201113-</p>
--	--	---	--

			mxt_kyoikujinzai01-000011039-5.pdf 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について https://www.mext.go.jp/b_menu/ha_kusho/nc/mext_00030.html
<p>・教員の養成については、都道府県ごとに教員に対するICT研修に大きな差が生じており、所期の目的の実現可能性に疑義が生じている。<u>研修についての取組が不足しているところには文部科学省としてもしっかりと働きかけを行うべきである。</u></p>	<p>・研修についての取組が不足している教育委員会に対しては、ICT活用に関する専門的な助言や研修支援などを行う「ICT活用教育アドバイザー」の派遣等を通じた研修の働きかけを行うことも含めて、引き続き、教師がICTを活用して指導する力を身に付けられるようにすることや、その支援を行っていく。</p>	<p>・令和3年度においては、「ICT活用教育アドバイザー」等による学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するための専門的な助言・支援や、ICTを効果的に活用するための指導事例等の教師向けオンライン研修プログラムの作成等の取組を実施しているところ。また、令和4年度概算要求において、「ICT活用教育アドバイザー」が1人1台端末環境の本格運用を踏まえたICT活用等に関する助言・支援等を行うための経費を計上。</p> <p>・令和2年12月、全国の学校における1人1台端末を活用した学びを支援するため、「GIGA StuDx（ギガ スタディーエックス）推進チーム」を文部科学省内に設置し、優れた活用事例等の情報発信や、全国の学校設置者を対象とした説明会を行い、端末の活用やその研修を促進するなど、教育指導面での支援活動を推進しているところ。・左記対応方針を決定した。</p>	<p>(参考) 「ICT活用教育アドバイザーについて」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369635.html</p> <p>「StuDx Style（スタディーエックススタイル）」 https://www.mext.go.jp/studxstyle/</p>
<p>・児童生徒一人一台端末の整備や学校ネットワークの環境整備に係るアウトカムやアウトプットについては、所期の目的や事業内容が同様のものである事業があるにもかかわらず、設定しているアウトカムやアウトプットが異なっており、整理ができていない。こうしたアウトカム、アウトプットについては、<u>事業が学校種別ごとに縦割りになっているという現状を改めて、所期の目的の達成状況や事業の効果の測定に資する適切な指標となるよう、精査するべきである。</u></p>	<p>・児童生徒1人1台端末の整備や、学校ネットワークの環境整備に係るアウトカム・アウトプットについては、令和3年度の行政事業レビューシート作成時までに、事業全体での指標の統一や、より適切な指標の設定などについて再検討を行う。</p>	<p>・令和3年度の行政事業レビューシートでは、アウトカムやアウトプット指標について、設置者種別（国・公・私）に関わらず、同様の指標を設定するとともに、アウトカムについては新たに「<u>ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）を2023年度までに100%にする</u>」を共通の指標として設定した。</p> <p>・加えて、アウトカム指標については、外部有識者からの指摘を踏まえ、児童がICTを活用しているかを測定する指標（「小学校の5年生までに受けた授業で、コンピュータなどのICTをどの程度使用しましたか。」で「ほぼ毎日」の回答割合：全国学力・学習状況調査）を新たに追加した。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・学習者用デジタル教科書普及促進事業については、紙からデジタルへ切り替えを進めていく上で、標準化などを進めて、より少ない予算でより教育効果が上がるよう、遅滞なく検討を進めていくべきである。 ・デジタル化の導入による効果の最大化を図っていくことが重要であることから、各事業内容を精査して事業の更なる効率化や予算規模の適正化を追求する必要があり、こうした努力を不断に行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習者用デジタル教科書の今後の在り方については、標準的な機能や仕様の在り方も含めて有識者会議において検討を進めているところであり、こうした検討を踏まえデジタル教科書の普及促進を図っていく。(令和3年3月に中間まとめ、令和3年6月に第一次報告が取りまとめられた。) ・デジタル教科書が今後さらに普及し、紙の教科書と同等のものとして定着するには、デジタル教科書を学校現場において大規模に使用しつつ、多数の教科で大人数が使用する場合のクラウド配信に係るフィージビリティ検証や、教育効果の分析・最大化のための実証を行う必要があるが、こうした取組の実施に当たっては、関連事業相互の重複を避ける等、事業の精査をしつつ、普及促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度以降の実証研究をより有効に行い、実際に学習者用デジタル教科書を導入した学校で、どのような活用がされたのかや発達の段階・教科等の特性に応じたデジタル教科書の使用による効果・影響を分析するなど、デジタル教科書に関するより多くの成果を得られるようにする。 ・この実証事業の成果等を踏まえ、引き続き有識者会議において紙の教科書とデジタル教科書の関係を含む学習者デジタル教科書の今後の在り方を検討していく。 ・学習者用デジタル教科書に標準的に備えることが望ましい最低限の機能や操作性等、過年度のデジタル教科書を使用できるようにするための方策など、デジタル教科書の普及促進に向けた技術的な課題について議論するワーキンググループを令和3年7月から開催している。現在民間事業者ごとに異なる機能や操作性等が今後標準化されれば、児童生徒の学習効率が上がり、ひいては教育効果の向上に貢献できる。 ・学習者用デジタル教科書普及促進事業について、事業規模について見直し、概算要求時点では約52億円規模で要求していたところ、予算案では約22億円規模に縮小するなど、令和3年度予算に反映した。 ・令和4年度概算要求においては、関連事業相互の重複を避けるなどの事業の精査をしつつ、デジタル教科書を学校現場において大規模に使用しつつ、本格的な導入を見据えたクラウド配信に関するフィージビリティ検証や、教育効果の分析・最大化のための実証、把握した教育効果を踏まえて、より効率的にデジタル教科書を活用した教師の指導力を向上させるための指導法の研究・実践・発信、より効率的に事務的手続きを行うためのデジタル化に対応した教科書制度の見直しに向けた調査研究に係る経費を計上している。 	<p>(参考) デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議(第一次報告) https://www.mext.go.jp/content/20210607-mxt_kyokasyo01-000015693_1.pdf</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害を持つ児童生徒や病気にかかっている児童生徒に対して、デジタルを使って教育をサポートすることが今まで以上に可能となることから、アクセシビリティの改善に関する指標をロジックモデルやアウトカム指標などに設定するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒等に対するアクセシビリティの改善に関する指標の設定については、令和3年度の行政事業レビューシート作成時までに、初期アウトカムに関連する指標を追加するなどの具体的な検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の行政事業レビューシートの成果目標及び成果実績(アウトカム)に、「障害のある児童生徒に対して、障害に応じたICTを活用した支援の実施状況を2023年度までに100%にする」を記載した。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ G I G A スクール構想に係る各種施策については、令和3年度予算の成立後には、<u>レビューシートを分散せず一覧性が確保できるよう、改善するべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業の当初の事業目的や達成状況が分かりにくくなるため、レビューシートの事業単位は現行のとおり整理とするが、レビューシートの一覧性の確保については、レビューシートごとの関連が分かるよう、シートに記載されている「関連事業」欄を再度精査するとともに、補足資料の添付など分かりやすい資料の構成となるような工夫について、令和3年度の行政事業レビューシート作成時までに検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度の行政事業レビューシートにおいて、シートに記されている「関連事業」欄の精査をするとともに、G I G A スクール構想の各種施策とレビューシートの対応関係を整理した補足資料を添付することで、一覧性の確保の手立てを講じた。 	
--	---	---	--

令和2年「通告」の指摘事項に対する各府省の対応状況
(令和3年11月5日現在)

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	特定健康診査・保健指導に必要な経費		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査及び特定保健指導については、その費用対効果についての指摘もあることから、これまでの実施状況を踏まえ、医療費適正化及び健康増進双方の観点から、改めて事業効果について検証した上で、事業効果及び事業目的について明確にすべきである。 ・また、エビデンスに基づき事業効果を定量的に測定することができるアウトカム指標・アウトプット指標についても検討すべきである。 ・その上で、次期医療費適正化計画の策定に向け、特定健康診査及び特定保健指導の在り方について検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査及び特定保健指導については、その費用対効果についての指摘もあることから、これまでの実施状況を踏まえ、<u>医療費適正化及び健康増進双方の観点から、改めて事業効果について検証した上で、事業効果及び事業目的について明確にすべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・今般示された特定健診・保健指導の費用対効果についての指摘を踏まえ、本年度実施している予防・健康づくりの政策効果に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証事業において、特定健診・保健指導の事業効果について、医療費適正化及び健康増進双方の観点から改めて検証を行い、事業効果及び事業目的について明確化を図ることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年12月の経済財政諮問会議で決定された「新経済・財政再生計画改革工程表2020」において、予防・健康づくりに関する大規模実証事業の検証結果や、厚生労働科学研究の研究結果も踏まえ、あり方について第4期医療費適正化計画の見直しと併せて検討することとしており、今後、この方針に沿って対応を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・また、<u>エビデンスに基づき事業効果を定量的に測定することができるアウトカム指標・アウトプット指標についても検討すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・また、今般の指摘及び実証事業における検証結果等を踏まえ、令和3年4月を目処に検討会を立ち上げ、事業効果に関する定量的なアウトカム指標・アウトプット指標の検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・特定保健指導の事業効果及び事業目的の明確化については、令和2年度実証事業の報告書を踏まえ、特定保健指導が健康アウトカムに与える影響など、引き続き確認を要することから、本年度も医療費適正化及び健康増進双方の観点から検証を行っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、次期医療費適正化計画の策定に向け、<u>特定健康診査及び特定保健指導の在り方について検討すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、次期医療費適正化計画の策定に向け、特定健康診査・保健指導の在り方について検討を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果に関する定量的なアウトカム指標・アウトプット指標の検討については、上記の実証事業の報告書等を踏まえ、本年11月に有識者や関係団体等を交えた検討会を立ち上げ、検討を進める予定。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度からの次期医療費適正化計画の策定に向けて、令和3年7月29日の医療保険部会において議論を開始したところであり、今後、特定健康診査・特定保健指導のあり方も含め次期計画策定に向けた検討を進めていく。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	戦略的な訪日プロモーションの実施		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪日外国人旅行者の回復には航空需要の回復が前提であるが、例えば、IATA（国際航空運送協会）は、世界の航空需要が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準に戻るのには、2024年になるとの見通しを示すなど、厳しい状況にある。 ・ こうした中で、令和元年度補正予算から令和2年度補正後予算までの執行率が半分程度と低調な状況を改めて分析し、これまで訪日外国人旅行者数を増加させるために実施してきた施策の効果についての要因分析や各国の新型コロナウイルスの感染状況に応じた施策の情報分析を踏まえた訪日プロモーションの在り方を検討した上で、時機を捉えた適切な執行が必要である。今後、現在措置されている予算の適切な執行に努めるとともに、令和3年度予算については、コロナウイルスにより影響を受けている国際観光を取り巻く状況などを踏まえ、真に必要な内容と額に限られているかを厳格に精査することが必要である。 ・ また、これまでの行政事業レビューでの指摘を踏まえて一元化を進めてきた訪日プロモーションの成果について、国民一般にわかりやすい形で示していくことは重要であり、行政事業レビューシート「成果目標及び成果実績（アウトカム）」において、事業の成果を具体的に記載することで国民一般が実感できるよう努めるべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪日外国人旅行者の回復には航空需要の回復が前提であるが、例えば、IATA（国際航空運送協会）は、世界の航空需要が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準に戻るのには、2024年になるとの見通しを示すなど、厳しい状況にある。 ・ こうした中で、令和元年度補正予算から令和2年度補正後予算までの執行率が半分程度と低調な状況を改めて分析し、これまで訪日外国人旅行者数を増加させるために実施してきた施策の効果についての要因分析や各国の新型コロナウイルスの感染状況に応じた施策の情報分析を踏まえた訪日プロモーションの在り方を検討した上で、時機を捉えた適切な執行が必要である。今後、現在措置されている予算の適切な執行に努めるとともに、令和3年度予算については、コロナウイルスにより影響を受けている国際観光を取り巻く状況などを踏まえ、真に必要な内容と額に限られているかを厳格に精査することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染の影響により、商談会、メディア招請等の国際的な往来を伴う事業の多くが延期や中止を余儀なくされている。また、現在、ウェブサイトやSNS等による我が国の魅力発信、オンラインの商談会や旅行博等への出展等、発信方法を工夫しつつ「将来の訪日」につながる事業を実施しているが、共同広告等の送客へ直結する事業は自粛しており、本年度執行予定であった予算の一部は次年度へ繰り越される見込みである。こうした要因により、既存の予算は執行率が低調となっている。 ・ 今年度は、22ある訪日重点市場に対して、「訪日旅行市場における新型コロナウイルス感染症の影響と需要回復局面の旅行者ニーズと志向に関する調査」を実施しており、この結果を踏まえ、コロナ禍を経た旅行需要の変化に対応した取組を推進する。 ・ 令和3年度予算については、国内外の感染状況等を見極めつつ、誘客可能となった国・地域より、時機を逸することなく必要な事業を実施していく。 	<p>（令和4年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記調査については、令和2年12月に4つの国・地域を対象として調査を実施済み。現在、今後のマーケティング戦略の策定に向けて、訪日重点市場22市場を対象とする調査を実施中。 ・ 令和2年度は、共同広告等の送客へ直結する事業は自粛している。一方、SNSなどを活用した将来の訪日意欲喚起につながる情報発信等は実施し、また、左記調査結果を踏まえ、訪日旅行の不安を払拭するための安心・安全に関する情報発信を行う事業等を実施した。 ・ 令和3年度についても、現時点において共同広告等の送客へ直結する事業は自粛している。一方、令和2年度に実施していたSNSなどを活用した将来の訪日意欲喚起につながる情報発信や、訪日旅行の不安を払拭するための安心・安全に関する情報発信を行う事業等を実施するとともに、国内外の感染状況等を見極めながら、時機を逸することなく誘客につながる事業に取り組むこととしている。 ・ 令和4年度予算については、国際往来の再開を見据えて所要額を要求。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等を通じた情報発信の状況 https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/webpr/index.html ・ 調査事業の公示 https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/contracts_bids/bid_info/20200703_4.pdf

<p>・また、これまでの行政事業レビューでの指摘を踏まえて一元化を進めてきた訪日プロモーションの成果について、国民一般にわかりやすい形で示していくことは重要であり、<u>行政事業レビューシート</u>の「<u>成果目標及び成果実績（アウトカム）</u>」において、<u>事業の成果を具体的に記載することで国民一般が実感できるよう努めるべきである。</u></p>	<p>・事業の成果については、行政事業レビューシートの「<u>成果目標及び成果実績（アウトカム）</u>」において、定量的な成果指標として「<u>ソーシャルネットワークページのファン数</u>」を設定しているところ。今後、訪日プロモーションの執行機関である独立行政法人国際観光振興機構の第四期中期目標（5か年）等との整合を図りつつ、具体的に記載することについても検討する。</p>	<p>（令和4年度概算要求での改善状況）</p> <p>・左記検討の結果、行政事業レビューシートの「<u>成果目標及び成果実績（アウトカム）</u>」として、「<u>訪日旅行商品の販売、造成の商談件数</u>」及び「<u>招請メディアが作成した番組・記事の接触者数</u>」を追加。</p>	<p>・中期目標・中期計画・年度計画 https://www.jnto.go.jp/jpn/about-us/reports/planning_reports.html</p>
---	--	---	---

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	浜の活力再生・成長促進交付金		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・浜の活力再生・成長促進交付金は、平成 29 年の秋レビューにおいて、「適切な投資のもとで資源管理と漁業所得の向上が成立している成功事例とその要因を明らかにすべきである」との指摘を受け、資源管理の実施を事業採択の要件としたところである。 ・事業の採択に際し、資源管理の実施を要件としたことは評価できる。一方、本年 12 月に改正漁業法が施行されたところ、<u>各事業者による資源管理の実施状況や、本事業の実施による効果の把握に努めるべきである。その上で、科学的根拠に基づく資源管理目標の設定に繋げていく必要がある。</u> ・加えて、浜の活力再生プランの目標（5年間で漁業所得の 10%以上の向上）については、すでに数年にわたり目標を達成しているところ、<u>従来の漁業所得の向上に加え、本事業を漁村地域の担い手の充実等に繋げることも念頭に、付加価値等の向上も視野に入れつつ、アウトカムを見直すべきである。</u> ・また、予算の繰越しや不用の発生が常態化しているところ、それらの理由を精査し、予算執行の適正化を図るべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和 3 年 11 月 5 日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・浜の活力再生・成長促進交付金は、平成 29 年の秋レビューにおいて、「適切な投資のもとで資源管理と漁業所得の向上が成立している成功事例とその要因を明らかにすべきである」との指摘を受け、資源管理の実施を事業採択の要件としたところである。 ・事業の採択に際し、資源管理の実施を要件としたことは評価できる。一方、本年 12 月に改正漁業法が施行されたところ、<u>各事業者による資源管理の実施状況や、本事業の実施による効果の把握に努めるべきである。その上で、科学的根拠に基づく資源管理目標の設定に繋げていく必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源管理の実施状況や資源管理の効果の把握については、都道府県が行う事業の事後評価時において、資源管理の取組状況等について報告を求めることとする。 また、新たな資源管理の推進に向けたロードマップの内容を着実に実施する観点から、事業の実施に際しては、現行の資源管理計画を令和 5 年度までに資源管理協定へ移行することを要件化することとする。 <p>（スケジュール）</p> <p>令和 3 年度より所要の要綱等の改正を行うとともに、本事業における都道府県担当者会議などで、新たな資源管理の推進に向けたロードマップの内容を着実に実施するよう指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事後評価時における資源管理の取組状況等の報告及び資源管理協定への移行の要件化について、令和 3 年度当初予算から要綱等を以下のとおり改正して対応した。 ・「水産関係地方公共団体交付金等実施要領」を一部改正し、水産業強化支援事業の事後評価報告書の様式に「資源管理の取組状況等」の欄を追加。 ・また、「水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について」を一部改正し、水産業強化支援事業の一部目標の実施基準に「資源管理協定への移行（事業の実施地域においては、現行の資源管理計画を資源管理協定（漁業法（昭和 20 年法律第 267 号）第 124 条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたものをいう。）へ移行させることとし、その移行時期について示すものとする。なお、移行時期については、令和 5 年度までとする。）」を追加。 ・都道府県担当者会議などで、新たな資源管理の推進に向けたロードマップの内容を着実に実施するよう指導する予定。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・加えて、浜の活力再生プランの目標（5年間で漁業所得の 10%以上の向上）については、すでに数年にわたり目標を達成しているところ、<u>従来の漁業所得の向上に加え、本事業を漁村地域の担い手の充実等に繋げることも念頭に、付加価値等の向上も視野に入れつつ、アウトカムを見直すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の漁業所得の向上に加え、浜プランの策定地区及び施設整備の実施地区における付加価値等の向上に関するアウトカムを新たに追加することを検討する。 <p>（スケジュール）</p> <p>令和 3 年度中に検討を行い、令和 4 年度予算等に反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の事項について、令和 3 年度中に新たなアウトカムについて都道府県に周知し、令和 4 年度事業から反映させられるように検討を進めている。 	

<p>・また、<u>予算の繰越しや不用の発生が常態化しているところ、それらの理由を精査し、予算執行の適正化を図るべきである。</u></p>	<p>・近年の繰越及び不用については、入札残のほか、事業計画が未熟であったため、採択の遅れや事業計画の中止によるものである。事業計画の精緻化のため、平成 30 年度より翌年度要望事業にかかる事業計画の事前ヒアリングを 9 月頃に行うなど、適正執行に向けた取組を行ってきたところ、繰越額及び不用額は減少している。引き続き、予算の早期執行に努め、繰越額及び不用額の縮減に努める。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>来年度以降の事業計画においても、引き続き、これら取組を実施し、計画の精緻化を徹底する。</p>	<p>・今年度も翌年度要望事業にかかる事業計画の事前ヒアリングを 10 月から実施予定である。引き続き適正執行に向けて、予算の早期執行に努め、繰越額及び不用額の縮減に努める。</p>	
--	--	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	核燃料サイクル関係推進調整等交付金		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、大型再処理施設が放出する放射性物質の影響を調査する事業であるが、平成2年度の事業開始から30年が経過し、総額965億円の予算が投じられていることを踏まえ、文部科学省は、国民への説明責任を果たしていく観点から、これまでの財政支出による事業の取組内容や成果・課題について総括・検証し、取りまとめ結果について、来年度以降の公開プロセスの場で取り上げることなども含め、国民に対して公表すべきである。 ・上記検証に当たっては、現時点における事業の必要性の観点、周辺住民等の安心・安全の確保に資するという目的を達成しているかといった有効性の観点、調査研究の成果が他の地域で応用できないか、あるいは費用対効果が最大化されているかといった効率性の観点、調査研究実施団体の透明性の確保が図られているかなどの適切性の観点で検証することが重要であり、検証の質が確保されるよう、外部有識者の知見の活用も検討すべきである。 ・また、現在設定されているアウトカムは調査研究の実施状況であり、周辺住民等の安心・安全の確保に資するという事業の目的と整合しておらず、事業目的の達成状況等を適切に測定するための指標とは言い難い。上記の検証結果も踏まえつつ、適切な指標を設定すべきである。アウトプットについても、事業の活動指標として広報の充実等に関する指標の設定も検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、大型再処理施設が放出する放射性物質の影響を調査する事業であるが、平成2年度の事業開始から30年が経過し、総額965億円の予算が投じられていることを踏まえ、文部科学省は、国民への説明責任を果たしていく観点から、<u>これまでの財政支出による事業の取組内容や成果・課題について総括・検証し、取りまとめ結果について、来年度以降の公開プロセスの場で取り上げることなども含め、国民に対して公表すべきである。</u> ・上記検証に当たっては、現時点における<u>事業の必要性の観点</u>、周辺住民等の安心・安全の確保に資するという目的を達成しているかといった<u>有効性の観点</u>、調査研究の成果が他の地域で応用できないか、あるいは費用対効果が最大化されているかといった<u>効率性の観点</u>、調査研究実施団体の透明性の確保が図られているかなどの<u>適切性の観点</u>で検証することが重要であり、<u>検証の質が確保されるよう、外部有識者の知見の活用も検討すべきである。</u> ・また、現在設定されているアウトカムは調査研究の実施状況であり、周辺住民等の安心・安全の確保に資するという事業の目的と整合しておらず、事業目的の達成状況等を適切に測定するた 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組内容や成果・課題について、事業の必要性や、国民の安心・安全の確保に資するという目的を達成しているかといった有効性、研究成果の応用・費用対効果の最大化といった効率性、研究実施団体の透明性の確保などの適切性の観点も含めた検証及び事業の改善策の検討を、来年度の夏頃にかけて外部有識者の知見を活用して行い、その結果について公表するよう、交付先の地方自治体と調整し、対応を進める。加えて、文部科学省が実施する公開プロセスでの検証の候補とすることも検討する。 また、行政事業レビューシートの記載項目について、上記の検証結果も踏まえつつ、交付先の地方自治体と検討した上で、アウトカム及びアウトプットの適切な修正を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記指摘事項を踏まえ、交付先自治体と協力し、外部有識者の委員会による事業の検証を令和3年3月より開始し、同年6月に検証結果を取りまとめた。 【検証結果のポイント】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業の必要性については、大型再処理施設の竣工が目前に控える状況を踏まえると、中立的な立場で安全に関する科学的な調査研究を行う本事業の意義は十分にあると評価された。 ➢ 有効性については、異常事態が発生した場合における調査成果の活用策について積極的に検討を行うことなどの期待が示されるとともに、実施機関が令和3年2月に設置した地域共創委員会の意見を伺いながら、さらなる理解醸成活動の強化に取り組むことが望まれるとの指摘を受けた。 ➢ 効率性については、一者応礼の比率を改善するため、実施機関における個々の契約を見直すとともに、外部機関との共同研究、外部機関による共同利用などを通じて、本事業によって整備されたユニークな施設に要する費用に見合う、十分な研究成果を生み出すことを期待することなどの指摘を受けた。 ➢ 適切性については、県から実施機関への長期にわたる随意契約や、実施機関の役員の選定プロセスについては、検証の結果妥当性があることが確認された。 ・さらに、令和3年6月に文部科学省で行った公開プロセスにおいて、同検証結果とロジックモデルの活用等に基づき、地域住民の安全・安心や理解醸成に係る指標追加の視点を加えるな 	<p>検証報告書（R3.6） https://www.mext.go.jp/content/20210616-mxt_genshi-100000495_5.pdf</p> <p>令和3年度公開プロセス結果の公表（R3.6） https://www.mext.go.jp/a_menu/ko_uritsu/detail/1418134_00001.htm</p>

<p>めの指標とは言い難い。<u>上記の検証結果も踏まえつつ、適切な指標を設定すべきである。アウトプットについても、事業の活動指標として広報の充実等に関する指標の設定も検討すべきである。</u></p>		<p>ど、アウトカムの見直しについて報告を行い、検証結果は妥当であるとの評価をいただいた上で、「アウトカムの見直しがなされていることは評価できる」旨のコメント等がなされた。判定結果は、事業内容の一部改善。 ※ロジックモデル：政策の実施により、その目的が達成されるまでの論理的な因果関係を明示したもの</p> <p>・これらの経緯を踏まえ、令和3年度の行政事業レビューシートにおけるアウトカム及びアウトプットについては、調査研究に係る指標のみならず、地域住民の安全・安心や理解醸成に係る指標を新たに盛り込んだ。引き続き事業内容の精査・改善を進めているところ。</p>	
---	--	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	アルミニウム素材高度資源循環システム構築事業		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は令和3年度新規事業として要求されており、アルミスクラップを、自動車の車体等にも使用可能な素材（展伸材）へとアップグレードする基盤技術（①高度選別、②不純物軽減、③不純物を無害化する高度加工等の技術）を開発し、アルミニウムの高度な循環利用を実現することで、CO₂排出量を大幅に削減しようとするものである。令和3年度は、委託事業として、上記①②③に関わる試作機器・機械装置を設計・製造し、各要素技術を検証・評価した上で、スケールアップに向けた課題を抽出することを予定している。 ・本事業はCO₂排出量の大幅な削減に寄与する可能性を秘めているものの（令和32年度の目標値として1,914万トンの排出削減を設定）、当該目標値には海外における排出削減も含まれており、間接的な効果の把握に留まっている。エネルギー対策特別会計で措置される以上、国内における直接的な排出削減効果を把握するとともに、直接的に寄与する方策を検討すべきである。 ・脱炭素化に向けた研究開発は、2050年のカーボンニュートラルの達成に向け重要課題ではあるが、委託事業として一律に実施するのではなく、技術の開発段階や民間企業への裨益等も勘案して、補助事業として実施する等、より効率的な事業の実施に努めるべきである。 ・他の研究開発事業についても、同様の視点で不断に事業の見直しを実施すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は令和3年度新規事業として要求されており、アルミスクラップを、自動車の車体等にも使用可能な素材（展伸材）へとアップグレードする基盤技術（①高度選別、②不純物軽減、③不純物を無害化する高度加工等の技術）を開発し、アルミニウムの高度な循環利用を実現することで、CO₂排出量を大幅に削減しようとするものである。令和3年度は、委託事業として、上記①②③に関わる試作機器・機械装置を設計・製造し、各要素技術を検証・評価した上で、スケールアップに向けた課題を抽出することを予定している。 ・本事業はCO₂排出量の大幅な削減に寄与する可能性を秘めているものの（令和32年度の目標値として1,914万トンの排出削減を設定）、当該目標値には海外における排出削減も含まれており、間接的な効果の把握に留まっている。エネルギー対策特別会計で措置される以上、国内における直接的な排出削減効果を把握するとともに、直接的に寄与する方策を検討すべきである。 	<p>（対応方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、研究開発項目について、アルミスクラップから自動車の車体等にも使用可能な素材（展伸材）を製造するプロセスの基盤となるという視点から、今取り組むべき項目（不純物軽減、不純物無害化）に絞り込む。 ・事業の方式を、改めて検討する。 ・また、国内における直接的な排出削減効果を把握し、直接的に寄与する方策を検討していく。 <p>（スケジュール）</p> <p>令和2年内：研究開発項目を絞り込んだ上で、事業の方式を確定し、令和3年度政府予算案に反映させる。</p> <p>令和3年年央目途：国内における直接的な排出削減効果を把握し、直接的に寄与する方策を検討、とりまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今取り組むべき項目として、研究開発項目を不純物軽減と不純物無害化に絞り込んだ。 ・事業の方式としては、委託事業ではなく、補助事業とし、令和3年度政府予算案に反映させた。令和4年度概算要求においても、同様に対応した。 ・国内における直接的な排出削減効果の把握や直接的に寄与する方策について、外部有識者（東京工業大学・里達雄 名誉教授ほか4名）が検討し、令和3年6月にとりまとめた。具体的には、直接的な排出削減効果は、リサイクル由来の展伸材を利用することによる国内でのCO₂排出削減効果が2040年時点で年間112万トン、2050年時点で年間205万トンと算出した。また、リサイクル由来の展伸材を普及させるための方策として、ISO国際規格を2028年度以降に策定し、デファクト化し普及させることとした。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化に向けた研究開発は、2050年のカーボンニュートラルの達成に向け重要課題ではあるが、委託事業として一律に実施するのではなく、技術の開発段階や民間企業への裨益等も勘案して、補助事業として実施する等、より効率的な事 	<p>（対応方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、効率的な事業の実施について、民間企業への裨益等も勘案して、補助事業とする。 	<p>補助事業について、令和3年度政府予算案に反映させた。令和4年度概算要求においても同様に対応した。</p>	

業の実施に努めるべきである。			
<p>・他の研究開発事業についても、同様の視点で<u>不断に事業の見直しを実施</u>すべきである。</p>	<p>(対応方針)</p> <p>・研究開発事業については、技術の開発段階等も勘案して、民間企業への裨益が大きいと見込まれる場合には、原則、補助事業として自己負担の導入を徹底することで、効率的・効果的に事業を実施する。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>令和3年度政府予算に引き続き令和4年度政府予算案についても同様に、適切に反映するとともに、令和5年度予算以降も同様の方針をもって事業設計、予算要求を行う。</p>	<p>令和3年度政府予算案の編成過程で、新規の委託事業については、委託から補助への変更や将来的な補助への切替えを検討し、民間企業への裨益が大きいと見込まれた事業は、事業スキームの見直しを実施した。</p> <p>(令和4年度概算要求での改善状況)</p> <p>令和4年度概算要求においても、同様の観点から見直しを実施した。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	原子力・エネルギー教育支援事業交付金		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、交付金による支援の対象を立地地域、消費地域を含む全ての都道府県とする一方、毎年の執行は一定の地域に限られている（市町村単位で見るとさらに限定的になる）。事業の目的及び有効性の観点から、重点地域を設定して実施するなど、中長期的かつ計画的な取組を検討すべきである。その際、<u>地方公共団体のニーズに基づいて行う従来の形に加えて、文部科学省から地方公共団体に打診することも検討すべきである。</u> ・「学校教育段階からの原子力・エネルギーに対する理解増進」といった事業の目的に照らし、再エネルギー等原子力以外の分野に関しても、これまで以上に教育内容に含めるべきである。その際、同じ費用でより大きな成果が得られるよう、例えば、<u>施設見学への重点化を図るなど効率性の観点も踏まえつつ、教育内容について教育部局や関係省庁とより連携した取組を推進すべきである。</u> ・アウトカムについて、現行では、理解が促進された地方公共団体数を指標としており、アウトプットにすぎない。国民への説明責任を果たしていく観点や事業の成果や達成状況をより適切に評価して必要な改善につなげていくことが可能となるよう、学校教育段階における理解の増進度合いを指標とすべきである。また、<u>全国での実施状況に関して、全市町村でのカバー率といった指標についても追加するよう、検討すべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、交付金による支援の対象を立地地域、消費地域を含む全ての都道府県とする一方、毎年の執行は一定の地域に限られている（市町村単位で見るとさらに限定的になる）。<u>事業の目的及び有効性の観点から、重点地域を設定して実施するなど、中長期的かつ計画的な取組を検討すべきである。その際、地方公共団体のニーズに基づいて行う従来の形に加えて、文部科学省から地方公共団体に打診することも検討すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の指摘を踏まえ、本事業の目的及び有効性の観点から、来年度からの事業の改善を検討する。 具体的には、本事業を実施した各地方公共団体における実施内容、実施対象、有効性の評価を分析して、好事例や地域の特色ある取組等を抽出し、その結果を、これまで本事業を実施していない地方公共団体を含めて令和3年10月頃を目途に広く共有・展開することによって、より有効性の高い取組を促していく取組を検討する。 また、上記の分析結果に加えて、各地方公共団体において特に有効性が高いと考える取組を聴取し、令和3年10月頃までを目途に本事業で重点的に取り扱う取組等を設定して交付を行う枠組みの構築に向けた検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の指摘を踏まえ、本事業の目的及び有効性の観点から、本事業を実施していない、又は直近で本事業を実施した実績がない地方公共団体も含め、以下の取組みを実施した。引き続き、より有効性の高い取組みを促していくことに努める。 ①これまでに本事業を実施した各地方公共団体における実施内容等を分析し、その分析結果を基に、本事業に参画した学校数等の情報、本事業により整備された教材や施設見学先の傾向、活用事例をまとめた事業内容の分析資料を作成して、令和3年6月に全都道府県へ展開・共有した。また、令和2年度に本事業を実施した地方公共団体へアンケートを実施し、好事例及び地域の特色ある取組事例を聴取して、好事例等の紹介資料を作成し、令和3年10月に全都道府県へ展開・共有する予定である。 ②令和2年度に本事業を実施した地方公共団体へアンケートを実施し、本交付金を活用した取組みのうち、教育効果の観点から最も有効性が高かったと考える取組みを聴取し、その結果を踏まえて、「教材の整備」を重点的に取り扱う取組みとして設定して令和3年度下期事業の交付申請を受け付けることとした。令和3年10月に、本事業の実施を希望する都道府県から交付申請を受け付ける予定である。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育段階からの原子力・エネルギーに対する理解増進」といった事業の目的に照らし、<u>再生エネルギー等原子力以外の分野</u>に関して、<u>これまで以上に教育内容に含めるべき</u>である。その際、<u>同じ費用でより大きな成果が得られるよう</u>、例えば、<u>施設見学への重点化を図るなど効率性の観点も踏まえつつ</u>、<u>教育内容について</u>教育部局や関係省庁とより連携した取組を推進すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施した各地方公共団体における実施内容等の分析結果を踏まえ、本事業における再生可能エネルギー等に関する教育や、施設見学に係る情報を含めて令和3年10月頃を目途に広く共有・展開することで、地方公共団体に有効性の高い取組を促すとともに、関係部署との共有・連携に向けて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに本事業を実施した各地方公共団体における実施内容等の分析結果をまとめた事業内容の分析資料及び、令和2年度に本事業を実施した地方公共団体から聴取した好事例及び地域の特色ある取組事例をまとめた好事例等の紹介資料において、再生可能エネルギー等に関する教育や、施設見学に係る情報を含めて令和3年10月に全都道府県へ展開・共有する予定である。引き続き、交付先都道府県から聴取する意見を踏まえる等により、関係部署との共有・連携を含め、より有効性の高い取組みを促していくことに努める。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・アウトカムについて、現行では、理解が促進された地方公共団体数を指標としており、アウトプットにすぎない。国民への説明責任を果たしていく観点や事業の成果や達成状況をより適切に評価して必要な改善につなげていくことが可能となるよう、<u>学校教育段階における理解の増進度合いを指標とすべき</u>である。また、<u>全国での実施状況に関して、全市町村でのカバー率といった指標についても追加するよう</u>、検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の指摘及び上記の分析結果を踏まえ、来年度以降の行政事業レビューシートにおいて改善を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の指摘を踏まえ、令和3年度行政事業レビューシートにおいて、本交付金事業に参加した児童・生徒、教員等に対する原子力その他のエネルギーに関する理解の促進度合いを問うアンケート等を踏まえた指標とするよう見直しを行った。 <p>【新指標】交付金事業で整備した教材を使用した授業や施設見学等に参加した児童・生徒、教員等に対して各地方公共団体において実施した、原子力その他のエネルギーに関する理解の促進度合いを問うアンケート等を踏まえ、各地方公共団体が算出した理解の促進度合いの平均値[%]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度行政事業レビューシートにおいて、全国での実施状況を示す指標として、全都道府県に占める本交付金事業を実施したことがある都道府県の割合を追加した。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	内閣府		
テーマ等	各国アカデミーとの交流等の国際的な活動		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政事業レビューシートにおいては、「事業の目的」や「事業概要」等の欄でその活動が簡記され、「成果目標及び成果実績（アウトカム）」等の欄で、定量的な指標として、シンポジウム等の参加人数や国際学術団体等への代表派遣人数などを成果指標としているが、その活動の実態やその成果をイメージするのに十分な記載とは言い難く、エピソードベース的でも構わないので、事業概要欄等にその具体的な成果を補足的に記載することなどにより、<u>その活動の実態や成果について国民一般が実感できるよう努めるべきである。</u> ・ 事業の大層を占める国際学術団体への加入に伴う分担金の負担であるが、国を代表する団体であることを加入の要件にしているものに限って加入しており、また、既に、加入国際学術団体の見直しを実施しているところであるが、公的な資金が投入されていることに鑑み、引き続き、いずれの団体に加入するかについて、形式的な審査だけでなく、<u>団体の実態をよく把握し、「当該国際学術団体の対応する分野の学術の進歩に貢献すること」などの観点からよく精査を行い、なぜ当該団体に加入しているか等について国民に分かりやすい形で説明することに努めるべきである。</u> ・ 加入する国際学術団体の決定等については、現状、内部の委員を中心とした分科会委員により実施されているが、外部有識者による検証を検討するなど、<u>透明性・公正性・中立性をさらに高める方策を検討するべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政事業レビューシートにおいては、「事業の目的」や「事業概要」等の欄でその活動が簡記され、「成果目標及び成果実績（アウトカム）」等の欄で、定量的な指標として、シンポジウム等の参加人数や国際学術団体等への代表派遣人数などを成果指標としているが、その活動の実態やその成果をイメージするのに十分な記載とは言い難く、エピソードベース的でも構わないので、事業概要欄等にその具体的な成果を補足的に記載することなどにより、<u>その活動の実態や成果について国民一般が実感できるよう努めるべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度の行政事業レビューシートについて、従来のシンポジウム等の参加人数や国際学術団体等への代表派遣人数等の定量的な指標に加えて、事業概要欄等にエピソードベースの具体例など本事業の具体的な成果を付記し、本事業の活動実態や成果が国民一般に理解しやすいものになるよう工夫を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度の行政事業レビューシートでは、国際活動の全体像を図式化し事業概要を補足するとともに、特に国際学術団体加盟の意義について、千葉セクション（チバニアン）やニホニウムの承認という日本の学術成果が国際学術団体の活動を通じ認められた事例を紹介し、国際基準策定への貢献など本事業の成果が国民に理解しやすいものとなるよう工夫した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の大層を占める国際学術団体への加入に伴う分担金の負担であるが、国を代表する団体であることを加入の要件にしているものに限って加入しており、また、既に、加入国際学術団体の見直しを実施しているところであるが、公的な資金が投入されていることに鑑み、引き続き、いずれの団体に加入するかについて、形式的な審査だけでなく、<u>団体の実態をよく把握し、「当該国際学術団体の対応する分野の学術の進歩に貢献すること」などの観点からよく精査を行い、なぜ当該団体に加入しているか等について国民に分かりやすい形で説明することに努めるべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際学術団体への加入要件「学術会議が加入することが、当該国際学術団体の対応する分野の学術の進歩に貢献することが明らかであること」等を踏まえ、国際委員会国際対応戦略立案分科会において、原則3年に1度行う他、必要に応じ適宜行っている加入国際学術団体の見直しについて、団体の活動実態のより十分な把握や精査をするため、「加入国際学術団体に関する調査票」について見直しを検討し、改良を行った。 ・ 今期（令和2年10月～令和5年9月）の加入国際学術団体の見直しについては、令和2年度12月幹事会及び国際委員会国際対応戦略立案分科会で指摘事項を報告、指摘事項を踏まえた審議を行い、令和3年 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の活動実態のより十分な把握や精査をするため「加入国際学術団体に関する調査票」を見直し、「当該国際学術団体の対応する分野の学術の進歩に貢献した事例」について記載を求めたところだが、調査票の回答や国際委員会国際対応戦略立案分科会の審議等を踏まえ今後の概算要求・予算に反映させる。 ・ 当該国際学術団体に加入する意義等について、国民により分かりやすい広報を行うため、加入国際学術団体の活動を紹介する日本学術会議 HP において、その構成や記載内容を見直すなどの改良を行ったほか、国際学術団体の活動の成果に関する学術フォーラムを開催する、日本学術会議のパンフレットに学術の進歩に貢献した具体例を付記するなどの広報を行っている。また、本事業の活動の意義・成果が国民一般により理解しやすいものとなるよう、広報の更なる工夫について、関係委員会等と引き続き協議を 	加入国際学術団体の活動： http://www.soj.go.jp/ja/int/chosahyo.html 学術フォーラム： http://www.soj.go.jp/ja/event/2021/306-s-

	<p>度から、見直し検討・団体調査などを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学術会議ホームページ上における「加入国際学術団体に関する調査票」の掲載の在り方を見直すなどの検討を行い、当該団体に加入する意義等について、国民により分かりやすいものとなるよう広報に努める。 	<p>行っている。</p>	<p>0215.html</p> <p>日本学術会議 パンフレット： http://www.scj.go.jp/ja/scj/print/pdf/p2021.pdf</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・加入する国際学術団体の決定等については、現状、内部の委員を中心とした分科会委員により実施されているが、外部有識者による検証を検討するなど、<u>透明性・公正性・中立性をさらに高める方策を検討</u>すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入する国際学術団体の決定等について、透明性・公正性・中立性をさらに高めていくため、期ごとの加入国際学術団体の見直しにおいて、外部有識者の視点を活用した検証を入れる。 ・令和3年度以降期ごとに対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期ごとの加入国際学術団体の決定等に関する国際委員会国際対応戦略立案分科会の審議に際し、外部有識者の参加を決定した。現在、選出された外部有識者への具体の業務依頼準備を進めている。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	環境省		
テーマ等	空調負荷低減を実現する革新的快適新素材創出事業		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は平成30年度から実施されており、<u>革新的な新素材・スマートテキスタイルの創出及び快適な衣服としての活用・実用化により快適な環境維持につなげ、空調負荷の低減につながる開発を行うものである。</u> ・行政事業レビューシートにおける本事業の成果指標が国内の総排出量である「エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量（t-CO₂）」とされており、<u>事業の成果が適切に測ることができていない状況にある。そもそも本事業は「CO₂排出削減に寄与する」という政策目的を達成するために、<u>定量的に事業効果を分析し、寄与する見込みが立っている状況にあるのか、極めて疑問である。</u></u> ・かつ、本事業は<u>大企業1社に対する委託事業であり、個社が将来裨益するであろう分野に国費を投入する妥当性があるのか、仮にあったとしても、民間企業への裨益等も勘案して補助事業として実施すべきではないか、委託事業として継続するのであれば、環境省として特許料収入の確保に努めることを検討すべきではないか</u>という点も含め、<u>事業の内容について抜本的に見直しを図るべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は平成30年度から実施されており、<u>革新的な新素材・スマートテキスタイルの創出及び快適な衣服としての活用・実用化により快適な環境維持につなげ、空調負荷の低減につながる開発を行うものである。</u> ・行政事業レビューシートにおける本事業の成果指標が国内の総排出量である「エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量（t-CO₂）」とされており、<u>事業の成果が適切に測ることができていない状況にある。そもそも本事業は「CO₂排出削減に寄与する」という政策目的を達成するために、<u>定量的に事業効果を分析し、寄与する見込みが立っている状況にあるのか、極めて疑問である。</u></u> 	指摘を踏まえ、本事業について令和3年度予算政府案において予算を計上しないこととする。	左記の対応方針を決定した。	
<ul style="list-style-type: none"> ・かつ、本事業は<u>大企業1社に対する委託事業であり、個社が将来裨益するであろう分野に国費を投入する妥当性があるのか、仮にあったとしても、民間企業への裨益等も勘案して補助事業として実施すべきではないか、委託事業として継続するのであれば、環境省として特許料収入の確保に努めることを検討すべきではないか</u>という点も含め、<u>事業の内容について抜本的に見直しを図るべきである。</u> 	指摘を踏まえ、本事業について令和3年度予算政府案において予算を計上しないこととする。	左記の対応方針を決定した。	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	核燃料サイクル関係推進調整等委託費		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・もんじゅの廃止措置に向けての地域住民の理解促進という事業目的を達成するに当たって、毎年度シンポジウムに参加する住民は、<u>関係者を含めた関心を持っている層が中心のため、それ以外の層が参加するためのアプローチ法を今後検討する必要がある。</u> ・シンポジウム開催にかかる経費（約3,400万円）の検証を行い、例えば、抑制できる支出を上記のアプローチや後述の差異調査に要する費用に振り替えることを検討するなど、<u>費用対効果のさらなる向上を行う必要がある。</u> ・アウトカムについて、地域住民の理解促進という事業の目的を踏まえると、<u>参加者のみのアンケート結果に留まらず、非参加者との結果の差異を調査するなど、より適切な指標となるよう検討が必要である。</u> ・本事業で他に実施している広聴広報業務としての<u>意見交換会や新聞広告についての効果検証も踏まえ、事業の目的をより体系的に追求する取組となるよう、不断に見直していくことが必要である。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・もんじゅの廃止措置に向けての地域住民の理解促進という事業目的を達成するに当たって、毎年度シンポジウムに参加する住民は、<u>関係者を含めた関心を持っている層が中心のため、それ以外の層が参加するためのアプローチ法を今後検討する必要がある。</u> ・<u>シンポジウム開催にかかる経費（約3,400万円）の検証を行い、例えば、抑制できる支出を上記のアプローチや後述の差異調査に要する費用に振り替えることを検討するなど、費用対効果のさらなる向上を行う必要がある。</u> ・アウトカムについて、地域住民の理解促進という事業の目的を踏まえると、<u>参加者のみのアンケート結果に留まらず、非参加者との結果の差異を調査するなど、より適切な指標となるよう検討が必要である。</u> ・本事業で他に実施している広聴広報業務としての<u>意見交換会や新聞広告についての効果検証も踏まえ、事業の目的をより体系的に追求する取組となるよう、不断に見直していくことが必要である。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度以降の事業実施に当たっては、より幅広い層に参加いただくための方法の検討を含め、地域住民の理解促進という事業目的を達するにあたり、より効果的な方策となるよう地元自治体等とも相談しながら改善策を検討する。その際には、費用の検証も含めた費用対効果の向上や新聞広告等とのシナジー効果の観点からも検討を行う。 ・また、行政事業レビューシートの記載項目について、上記の検討を踏まえ、アウトカムの適切な修正を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の実施においては、令和3年3月の業務評価委員会の評価を踏まえつつ、効果的な広報・アプローチ法に重点的に費用の振り分けが行われるよう見直しを実施。具体的には、幅広い層の参加を促進し、費用対効果の一層の向上を図るため、これまで遡及できなかった層に対する効果的な広報やアプローチ法（※）を検討することや、専門家や地元自治体に参加した有識者委員会の設置を要件化して公募を行っている。なお、公募に先立ち、地域住民にとって関心や親和性の高いテーマとなるよう地元自治体にも事前に確認した。 ※仕様書に例示として、広報についてはSNSの活用、出前授業の実施、アプローチ法については参加や理解に係る行動変容調査、過年度アンケート分析を記載。 ・行政事業レビューシートのアウトカムについては、地域住民の理解促進という目的に照らし、シンポジウム参加者を対象としたアンケート結果（理解促進に係る肯定的回答率）に加え、新聞広報のみを閲覧したシンポジウム非参加者を対象とした同旨のアンケート結果を指標として設定した。 ・上記の改善に係る取組の効果測定を行い、令和4年度以降への事業へ適切に反映していくといった不断に見直しを通じ、引き続き事業目的の達成や費用対効果を高めていく。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	施設園芸等燃油価格高騰対策基金		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸等農家が燃油価格の高騰に影響を受けにくい経営構造となるよう転換を進めるという事業の目的に対し、燃油価格が高騰した際の施設園芸等農家へのセーフティネットの構築支援という制度が効果的であるか、また、制度への加入率が約3割に留まっているという点に鑑み事業の目的を達成するために何が真に必要なのか、抜本的に見直しを行うべきである。 上記見直しの結果や、近年の発動状況、基金造成以降の経済状況・社会状況の変化等を踏まえ、精度の高い事業見込みを検討し、保有額や保有割合の適正性を精査すべきである。精査の結果、余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫返納すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和3年11月5日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸等農家が燃油価格の高騰に影響を受けにくい経営構造となるよう転換を進めるという事業の目的に対し、燃油価格が高騰した際の施設園芸等農家へのセーフティネットの構築支援という制度が効果的であるか、また、制度への加入率が約3割に留まっているという点に鑑み事業の目的を達成するために何が真に必要なのか、抜本的に見直しを行うべきである。 	<p>（対応方針）</p> <p>燃油価格の高騰に影響を受けにくい経営構造となるようA重油以外を用いた暖房設備の併用、転換やエネルギー効率の高い設備、品種への転換を進めるという事業の目的に即して、施設園芸等農家が本制度に取り組むことにより35%程度燃油使用量が削減されていることから、本制度は事業目的に対し効果を発揮していると考えている。</p> <p>他方、令和2年度に、加入者が3割に留まっているとの指摘を踏まえ、加入者の増加に向けた制度見直しを行っており、その加入状況及び支払い状況、平成25年2月の基金造成時以降も燃油価格が安定しない状況や、脱炭素の動きが加速していることを踏まえ、今後の事業のあり方を引き続き検討する。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>本年度内に分析を実施する。 R3.9までに見直し内容を取りまとめる。 R4事業年度より見直し内容を適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月から3月にかけて、事業実施主体である施設園芸協会や都道府県協議会に対して制度の見直しに向けた意見聴取を行った結果、事業の目的を達成するためには、使用量削減に対するメリット措置など脱炭素の動きに合わせた見直しや戦略的な事業周知が必要と分析した。 令和3年9月、以下の見直し内容を取りまとめ、令和4事業年度から見直し内容を適用する予定。 <p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> -省エネ目標の達成状況により補填数量に差を設けるメリット措置の導入 -燃油使用の多い地域など取組の必要性が高い地域を中心に制度の周知 	
<ul style="list-style-type: none"> 上記見直しの結果や、近年の発動状況、基金造成以降の経済状況・社会状況の変化等を踏まえ、精度の高い事業見込みを検討し、保有額や保有割合の適正性を精査すべきである。精査の結果、余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫返納すべきである。 	<p>（対応方針）</p> <p>令和2年度からの見直し結果を踏まえ、事業終了予定時期（R2～R4）までの使用見込み額を精査し、精査の結果、余剰資金が生じる場合には、余剰資金の国庫返納を行う。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>本年度内に使用見込み額の精査を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月以降、燃油価格が高騰し、セーフティネットが発動したこと、制度見直しによる未加入者の新規加入増の効果を見極める必要があることなどから、令和2事業年度の状況を踏まえ、再度精査を行うこととした。 令和2事業年度の支出額は、事業実績報告書が提出される令和3年11月に確定することから、事業終了予定時期までの使用見込み額を精査し、余剰資金が生じる場合には、令和3年度内に国庫返納を行う予定。 	